

平成 29 年度

事業概要

平成 29 年 10 月

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

目 次

第1章 環境施設組合の計画

1 計画策定の趣旨	1
2 一般廃棄物処理基本計画	2
3 経営計画	5

第2章 ごみの処理・処分の状況

1 3市のごみ処理量	7
2 環境施設組合が中間処理・最終処分したごみ量	7
3 ごみの組成	8

第3章 ごみの中間処理・最終処分

1 ごみの処理	9
2 ごみ処理過程における環境負荷の低減	13
3 地球温暖化防止対策の推進	15
4 ごみの最終処分	16
5 普及啓発の推進	18
6 技術研究及び技術協力	19

第4章 施設整備

1 ごみ焼却工場の整備・配置計画	20
2 住之江工場の更新・運営事業	21

第5章 組織

1 機構	23
2 議決機関	24
3 執行機関	24
4 附属機関	25
5 職員	26
6 事務分掌	27
7 施設配置図	29
8 研修・安全衛生	30

第6章 経費

1 平成29年度予算	33
2 平成28年度決算	37
3 平成28年度処理原価	42

資料

1	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合設立の経緯	44
2	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合同規約	49
3	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例	52
4	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合処理施設受入基準	55
5	平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般廃棄物処理実施計画	57
6	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合事業年表	61

文中及び各図表中に用いる数字は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

第1章 環境施設組合の計画

1 計画策定の趣旨 <総務部総務課>

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）は、大阪市、八尾市、松原市（以下「3市」という。）から排出される一般廃棄物の焼却処理処分を共同で行うことを目的として、3市を構成団体とする一部事務組合として平成26年11月25日に設立され、平成27年4月1日から事業を開始した特別地方公共団体である。

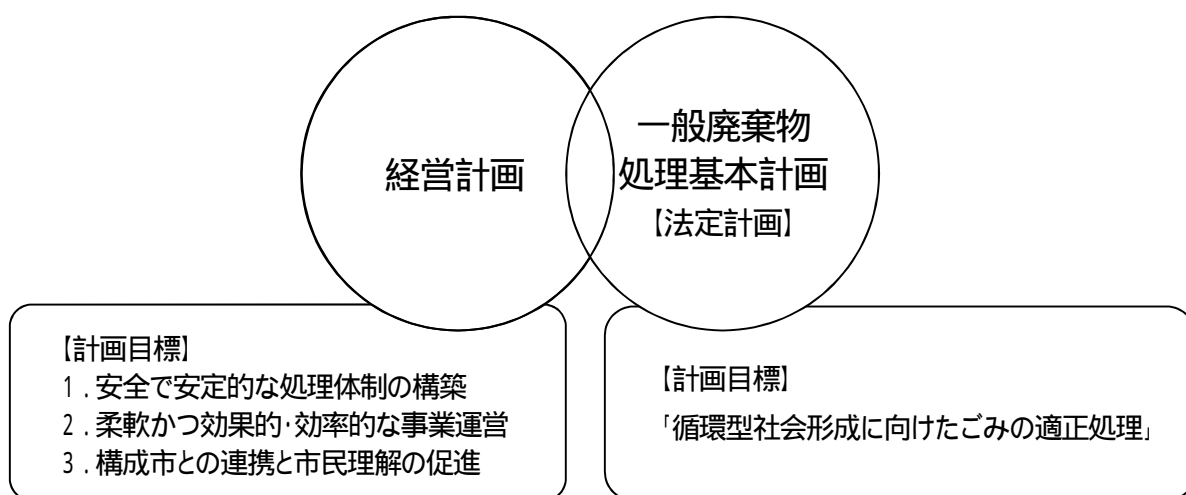
3市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」〔昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。〕第6条第1項の規定に基づき「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物処理事業を実施している。

これら3市の「一般廃棄物処理基本計画」では、循環型社会の形成をめざして、それぞれ「持続可能な循環型社会」（大阪市）、「環境にやさしい循環型都市」（八尾市）、「持続可能な循環型のまちづくりの推進」（松原市）といった目標が掲げられている。

環境施設組合においても、平成27年4月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「循環型社会形成に向けたごみの適正処理」をめざして、様々な施策に取り組んでいる。

一方、南海トラフ巨大地震等、大規模災害への対応など様々な課題への対応が求められる中、安全で安定的なごみ処理体制を構築し、効果的・効率的に事業を実施していくため、平成28年1月に「経営計画」を策定した。

環境施設組合では、この2つの計画を両輪として進めていくことで、3市の循環型社会形成の一翼を担っていく。



2 一般廃棄物処理基本計画 <施設部施設管理課>

「一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物処理法」第6条第1項に基づき、区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（ごみ発生量及び処理量の見込み、排出抑制のための方策に関する事項、一般廃棄物の適正な処理に関する基本的な事項等）を定めるものである。

3市におけるごみ処理事業は、ごみ減量施策の企画立案並びに一般廃棄物の収集運搬を基礎自治体である各市が担当し、一般廃棄物の処理処分を環境施設組合が担うこととなっていることから、環境施設組合が策定する「一般廃棄物処理基本計画」は、一般廃棄物の中間処理及び最終処分に関するものとなっており、概要は以下のとおりである。

(1) 計画期間

平成27年度から平成32年度までの6年間とする。

(2) 計画目標

「循環型社会形成に向けたごみの適正処理」を計画目標とし、3市と環境施設組合が連携してごみ減量やリサイクル、適正処理に配慮した循環型社会の形成をめざし、次の施策を推進することとしている。

3市のごみ減量・リサイクル施策との連携

3市のごみ減量目標等の達成に向けて、各市の減量・リサイクル施策に協力した取り組みを進める。

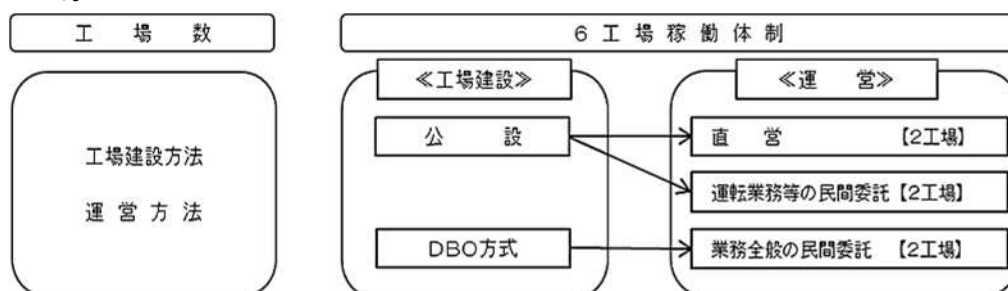
効率的で安定した中間処理体制の確保

焼却処理

3R（Reduce：ごみの発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）を推進したうえで、なおかつ排出されるごみについて、可燃性ごみは環境施設組合が全量焼却処理を行い、ごみの減量減容化を図る。ごみ焼却工場の操業にあたっては、ダイオキシン類対策や公害防止対策に万全を期すなど、常に環境への負荷低減に努めるとともに、省エネルギー化や焼却余熱の回収に積極的に取り組み、効率的な運転を推進する。

工場建設と運営方法

工場稼働体制を見直し、6工場稼働・1工場建替えの体制の中で、2工場については、公共が資金を調達し、民間が建設・運営を行うDBO方式を基本とする民間委託を導入していく。また、環境施設組合がもつ知識・技術力の確保や人材育成の観点から、2工場については直営とし、残り2工場については、運転業務等の委託を行うことにより、経費の削減を図っていく。



環境負荷の低減

ごみを焼却処理する過程で発生する有害物質を燃焼管理により抑制し、削減・無害化して環境負荷を可能な限り低減する。このため、焼却設備と公害防止設備の維持管理を最適に行うなど、ばいじん等排ガス対策、ダイオキシン類対策、臭気対策、騒音・振動防止対策等の公害防止対策を推進する。なお、これらのデータはホームページにおいて定期的に公表する。

地球温暖化防止対策の推進

ごみの焼却時に発生する熱を利用し蒸気を発生させ、蒸気タービンで発電を行うとともに、発生した蒸気は近隣施設等へ供給するなど、可能な限り焼却余熱エネルギーの有効利用に努める。また、化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化防止に寄与するため、今後、ごみ焼却工場の建替えにあたっては、高効率発電設備を導入するなど、積極的に余熱利用を図っていく。

最終処分場の確保と延命化

ごみ焼却工場から排出される焼却残滓については、北港処分地または大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場に環境施設組合が運搬し、埋立処分する。

普及啓発活動の推進

ごみ焼却工場等の施設において、施設見学を積極的に受け入れるとともに、ごみ焼却工場見学コースの一般開放（焼却工場オープンデー）を行うなど、ごみの処理工程をはじめ、エネルギーの有効利用や公害防止対策といった環境対策の取組について、市民の理解と協力が得られるよう、普及啓発活動の推進に努める。

技術研究及び技術協力

効率的で適正かつ安定した事業を推進するため、焼却灰の有効利用に関する調査研究や、高効率なエネルギーの回収利用といったごみ焼却工場における新たな処理システム等、廃棄物処理に関する新たな技術や課題等について、調査研究を進める。

また、ごみ焼却工場の運転管理や施設整備・建設計画など、環境施設組合が有する高い技術力について、他都市や海外からの要請に対し、積極的に技術協力、支援を行う。

(3) ごみ焼却工場の建替え整備計画

環境施設組合における「ごみ焼却工場の整備・配置計画」は、平成24年4月に大阪市が策定した「ごみ焼却工場の整備・配置計画」を引き継いでおり、同計画に基づき、住之江工場を平成28年3月に休止し、6工場稼働・1工場建替えの体制に移行するなど、施設整備を進めることとしている。

ごみ焼却工場の整備・配置計画

		H27	H28	H29	H30	H31	H32
3市ごみ処理量 (万トン/年)		102.0	101.6	101.1	100.7	100.1	99.6
必要処理能力 (万トン/年) 【ごみ処理量×1.1】		112.2	111.8	111.2	110.8	110.1	109.6
工場名	処理能力 (トン/日)						
住之江	520	→ (稼働)					
	400	→ (アセス・設計)			→ (施設整備)		
鶴見	600			→ (稼働)			
西淀	600			→ (稼働)			
八尾	600			→ (稼働)			
舞洲	900			→ (稼働)			
平野	900			→ (稼働)			
東淀	400			→ (稼働)			
年処理能力計 (万トン/年)		134.2	118.8	118.8	118.8	118.8	118.8

平成27年3月末現在における3市の一般廃棄物処理基本計画及び平成27年度大阪市一般廃棄物処理実施計画に基づき算出している。

3 経営計画 <総務部経理課>

環境施設組合では、安全で安定的なごみ処理体制を構築し、効果的・効率的に事業を実施していくため、平成28年1月に「経営計画」を策定しており、その概要は以下のとおりである。

(1) 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とし、3年を目途に個別の取組項目を見直す。

(2) 計画の体系

本計画においては、3つの目標を設定し、16項目の取組を進めることとしている。

経営計画の計画目標と取組項目

計画目標	取組項目	
安全で安定的な 処理体制の構築	1	災害対応の充実
	2	計画的な維持管理の推進
	3	工場の安定稼働に向けた情報の共有化
	4	搬入物検査の充実
	5	人材の継続的な育成
	6	運転・維持管理技術の向上及び承継
	7	技術調査・研究の充実
	8	技術協力・技術支援
柔軟かつ効果的・ 効率的な事業運営	9	計画的な民間委託の推進
	10	建設手法の見直し
	11	工場建設への総合評価落札方式の導入
	12	ランニングコストの節減
	13	歳入の安定的確保
構成市との連携と 市民理解の促進	14	構成市との相互連携・協調
	15	情報発信の充実
	16	市民との交流の促進

安全で安定的な処理体制の構築

一般廃棄物の焼却処理事業は、市民生活に直結する住民サービスであり、環境施設組合は、市民生活に支障をきたさないよう、安全で安定的な処理体制を構築しなければならない。このため、日々の運転・維持管理を確実にいき、きめ細かな施設整備を進めるなど、これまで以上にごみ焼却工場を安定的に稼働させることは当然のこと、南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に備え、強靱な廃棄物処理システムを構築していく。

また、ごみ焼却工場の建設・運営には、専門的な知識・技術力が必要不可欠であり、これまで培ってきた高い技術力を保つだけでなく、将来にわたって継承していくことが非常に重要となる。そのため、技術・知識を持った基幹的役割を担う職員の育成・確保に継続的に取り組んでいく。

さらに、廃棄物処理に関する新たな技術・課題等についての情報収集や専門機関と共同した調査研究を継続するとともに、他の自治体・一部事務組合などからの要請に対し、積極的に技術協力・技術支援を行う。

柔軟かつ効果的・効率的な事業運営

環境施設組合は、事業環境に応じて事業のあり方を見直し、柔軟かつ効果的・効率的な事業運営を行っていく。このため、ごみ焼却工場の建設・運営面での民間委託の導入とともに、建設手法の見直しやランニングコストの節減を進める。また、今後、各市で取組む様々なごみ減量施策により、ごみ量が減少していくことが想定される中で、独自収入である発電収入の安定的な確保に取り組むほか、新たな歳入策の確保にも取り組んでいく。

構成市との連携と市民理解の促進

ごみ焼却工場の建設・運営については、構成市とその市民の理解・協力が不可欠であり、その意見を反映していくことが重要である。このため、構成市とその市民に対して、積極的な情報発信を行う。

また、ごみ焼却工場では、工場オープンデーの開催や環境活動への取組拠点として、既に多くの市民に活用いただいているが、直接市民の方々と接することができる機会の更なる拡大を図っていく。

ごみ減量は3市共通の課題であり、各市で様々な減量施策が行われている。このような各市の施策について、3市が連携して取り組むことにより、より効果を上げることができる。環境施設組合は、各市の先進的な取り組みについて、各市相互の情報交換促進を働き掛けるなど、その取り組みに寄与していく。

(3) 計画の進行管理

P D C A (計画・実行・評価・見直し) サイクルにより、常に目標達成に向けた検証を行い、柔軟にその取り組み内容を見直すこととしている。

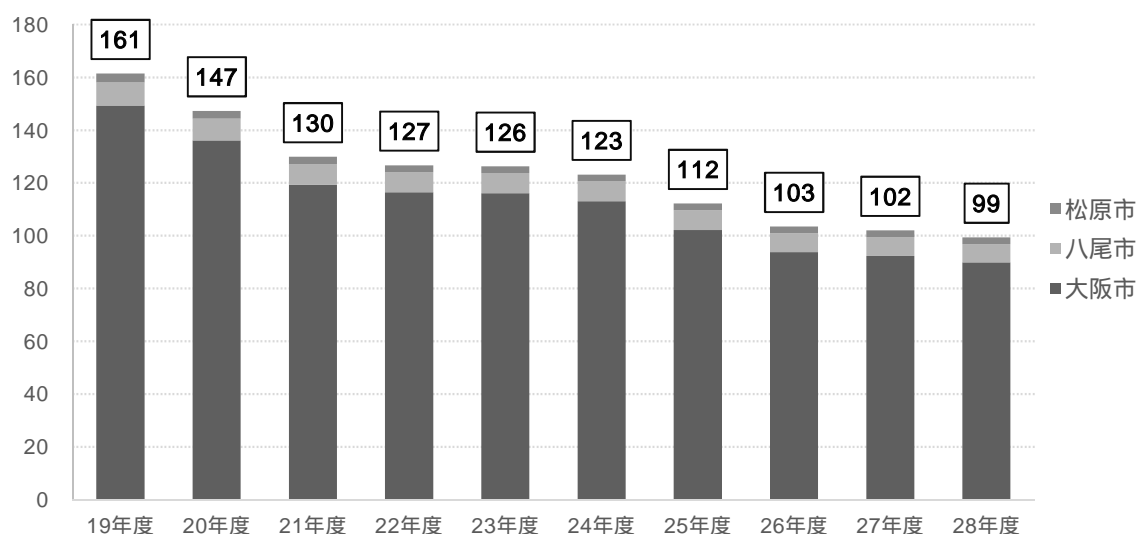
第2章 ごみの処理・処分の状況

1 3市のごみ処理量 <施設部施設管理課>

平成28年度における3市のごみ処理量は、993,027トンで、前年度と比較して26,241トンの減(▲2.6%)となっている。

3市のごみ処理量の推移

(単位:万t)



(単位:t)

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
大阪市	1,492,987	1,360,147	1,191,591	1,163,879	1,160,921	1,130,486	1,020,778	936,878	922,523	898,806
八尾市	87,671	82,642	78,760	76,751	76,247	75,543	75,481	72,132	71,740	68,908
松原市	33,204	29,454	27,938	25,855	25,376	25,324	24,967	25,189	25,005	25,313
計	1,613,861	1,472,243	1,298,289	1,266,484	1,262,545	1,231,353	1,121,226	1,034,199	1,019,268	993,027

2 環境施設組合が中間処理・最終処分したごみ量 <施設部施設管理課>

(単位:t)

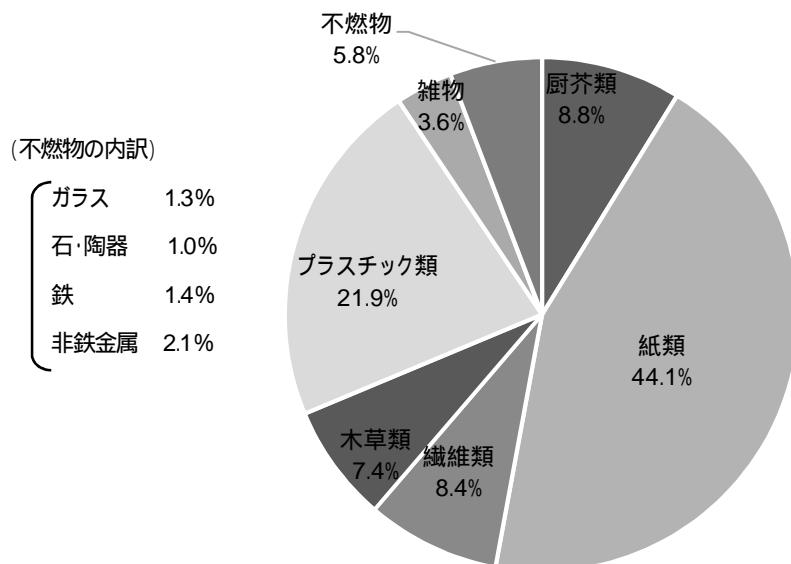
年度	焼却処理量			破砕処理量			埋立処分量		
	3市ごみ処理量	他都市ごみ	計	可燃物・残渣	金属回収	計	北港処分地	フェニックス	計
27年度	1,019,268	1,804	1,021,072	8,684	1,256	9,940	140,834	19,328	160,162
28年度	993,027	1,963	994,989	7,723	1,493	9,216	128,625	23,231	151,856

3市ごみ処理量には、破砕処理の可燃物・残渣量を含む。

3 ごみの組成 <施設部施設管理課>

ごみの組成は、市民の生活様式や事業者の経済活動などを反映しており、ごみの焼却処理・埋立処分にも影響を与えるため、毎年その把握に努めている。

平成28年度 ごみ焼却工場に搬入されたごみの組成



ごみ焼却工場に搬入されたごみの組成の推移

(単位: %)

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
可燃物	厨芥類	4.8	5.0	4.8	6.0	7.8	7.8	10.4	7.7	10.2	8.8
	紙類	40.3	38.8	42.3	38.8	54.8	47.3	45.7	48.1	45.9	44.1
	繊維類	8.8	8.5	10.0	10.7		6.3	6.6	6.7	7.1	8.4
	木草類	9.3	9.6	8.8	8.3	4.6	5.8	6.5	5.6	6.8	7.4
	プラスチック類	15.0	18.5	16.3	17.7	21.8	18.6	19.5	22.7	19.9	21.9
	雑物	5.7	5.8	5.1	5.7	4.5	4.8	5.2	7.7	3.6	3.6
	計	83.9	86.2	87.3	87.2	93.5	90.6	93.9	94.8	93.5	94.2
不燃物	ガラス	6.2	4.8	3.7	3.7	2.3	3.8	1.4	0.8	1.8	1.3
	石・陶器	2.8	2.1	2.5	2.6	1.2	0.9	0.7	0.8	1.5	1.0
	鉄	4.9	4.8	4.8	5.1	1.9	2.8	1.6	1.7	1.6	1.4
	非鉄金属	2.2	2.1	1.7	1.4	1.1	1.9	2.4	1.9	1.6	2.1
	計	16.1	13.8	12.7	12.8	6.5	9.4	6.1	5.2	6.5	5.8

ごみ焼却工場に搬入されたごみの三成分及び発熱量の推移

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
水分 (%)	31.7	32.8	34.2	33.4	40.2	38.5	42.6	42.4	42.8	41.6
灰分 (%)	17.8	16.2	15.8	16.1	8.5	11.3	9.4	8.9	9.0	8.7
可燃分 (%)	50.5	51.0	50.0	50.5	51.3	50.2	48.0	48.7	48.2	49.7
低位発熱量 (kJ/kg)	9,703	10,323	9,816	10,415	9,946	9,402	8,960	9,410	9,031	9,818
[]内数字はkcal/kg	[2,318]	[2,466]	[2,345]	[2,488]	[2,376]	[2,246]	[2,140]	[2,250]	[2,160]	[2,345]

第3章 ごみの中間処理・最終処分

1 ごみの処理 <施設部施設管理課>

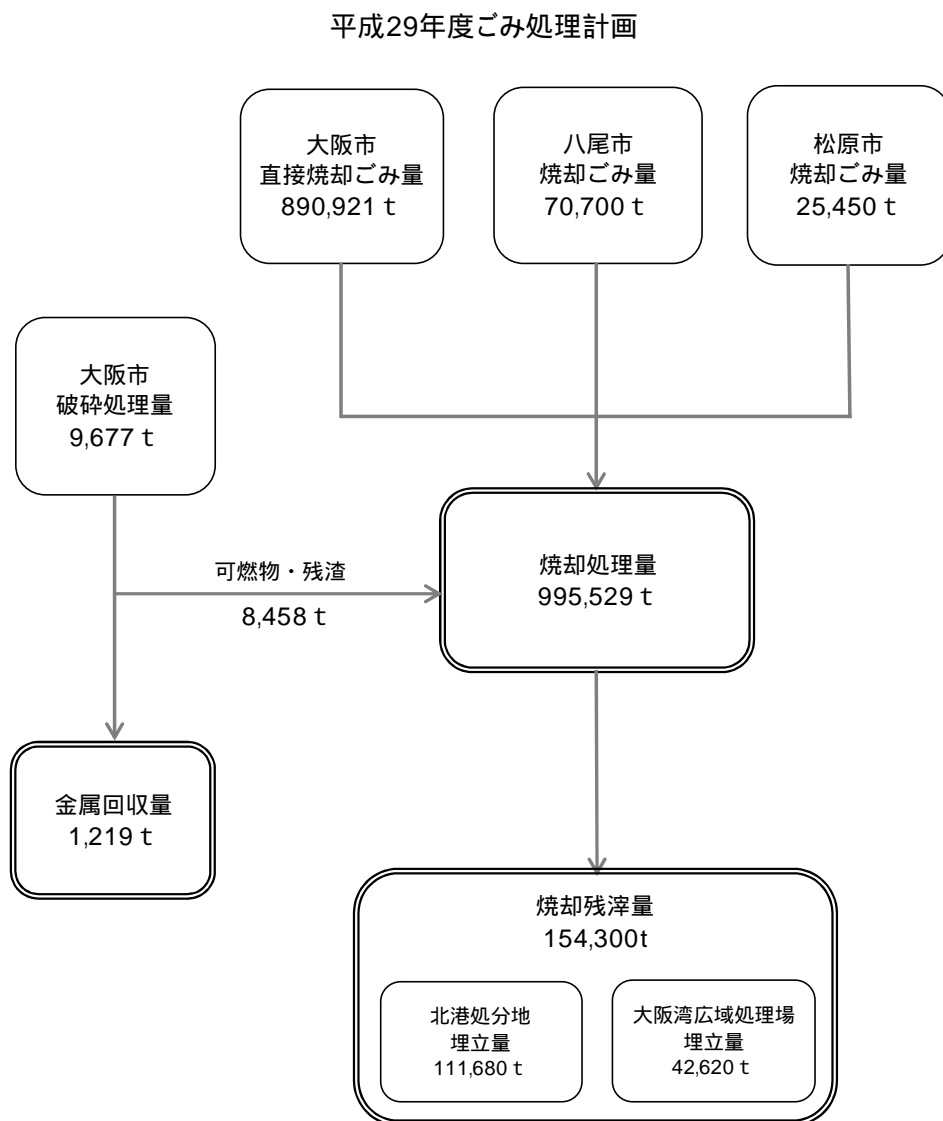
(1) 平成29年度ごみ処理計画

環境施設組合では、衛生的な処理を行う観点や、限られた埋立処分地を有効に利用するため、構成団体である3市から排出されるごみについて、重量にして約5分の1、体積にして約20分の1に減量・減容化できる焼却処理を行ったうえで、焼却残滓を埋立処分している。

なお、大阪市から排出される粗大ごみ等については、減量化・資源化を推進するため、破碎処理設備で金属回収を実施したのち、残渣を焼却処理している。

平成29年度は、99.6万トンのごみを焼却処理する見込みであり、焼却処理後の残滓15.4万トンについては、大阪市の最終処分場である北港処分地に11.2万トン、大阪湾広域処理場に4.3万トンを埋立処分する。

また、破碎処理は1.0万トン行い、0.1万トンの金属回収を行う。



(2) 焼却処理

3Rを推進したうえで、なおかつ排出される一般廃棄物の収集・運搬は、3市がそれぞれ行い、可燃性ごみについては環境施設組合がごみ焼却工場において焼却処理を行っている。

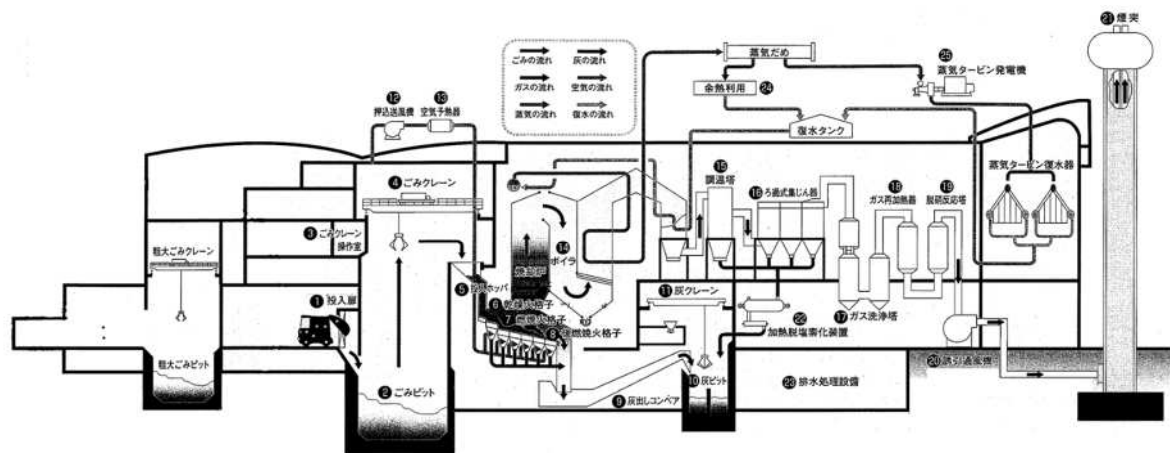
ごみ焼却工場一覧

工場名	鶴見	西淀	八尾	舞洲	平野	東淀
建設年月	平成2年3月	平成7年3月	平成7年3月	平成13年4月	平成15年3月	平成22年3月
プラントメーカー	日立造船(株)	(株)タクマ	三菱重工(株)	日立造船(株)	JFE エンジニアリング(株)	日立造船(株)
規模	300t/日 ×2基	300t/日 ×2基	300t/日 ×2基	450t/日 ×2基	450t/日 ×2基	200t/日 ×2基
発電能力	12,000kW ×1基	14,500kW ×1基	14,500kW ×1基	32,000kW ×1基	27,400kW ×1基	10,000kW ×1基
敷地面積(m ²)	23,000	25,000	40,000	33,000	39,000	16,000
建築面積(m ²)	8,300	8,100	10,000	17,000	14,000	9,300
当初建設費 (億円)	170	290	290	609(84)	496	195
ダイオキシン類 対策費(億円)	34					
備考		蒸気供給	蒸気供給	蒸気供給 破碎設備併設	敷地面積は旧工場分 を含む	

建築面積には計量棟及び別棟の管理棟を含む。

舞洲工場破碎処理設備：回転式 120 t/5h × 1基、低速回転剪断式 50 t/5h × 1基、舞洲工場の当初建設費の(84)は破碎処理設備に係る建設費で内数。ダイオキシン類対策費は、法律により定められた排出基準を順守するため、別途、対策工事が必要であった工場のみ記載。

ごみ焼却工場断面図 (例:舞洲工場)



1. 投入扉	6. 乾燥火格子	11. 灰クレーン	16. ろ過式集じん器	21. 煙突
2. ごみピット	7. 燃焼火格子	12. 押込送風機	17. ガス洗浄塔	22. 加熱脱塩素化装置
3. ごみクレーン操作室	8. 後燃焼火格子	13. 空気予熱器	18. ガス再加熱器	23. 排水処理設備
4. ごみクレーン	9. 灰出しコンベア	14. ボイラ	19. 脱硝反応塔	24. 余熱利用
5. 投入ホッパ	10. 灰ピット	15. 調温塔	20. 誘引通風機	25. 蒸気タービン発電機

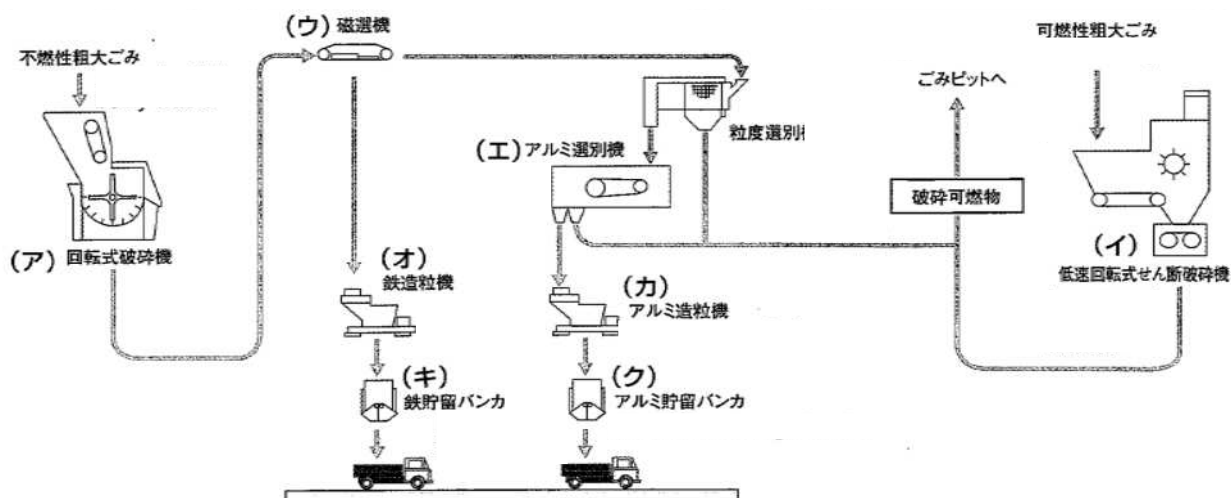
(3) 破碎処理

ごみの減量化と中間処理過程における資源化を推進するため、大阪市域から発生する粗大ごみ等は舞洲工場の破碎処理設備で破碎処理を行い、金属回収を行っている。

破碎処理設備では、不燃性の粗大ごみ等については回転式破碎機により破碎したのち、磁気及びふるいにより鉄・アルミ及びその他のごみに選別している。また、可燃性の粗大ごみ等については低速式回転式せん断破碎機により破碎している。

回収した鉄・アルミについては売却のうえ資源化するとともに、破碎処理後の残渣については、焼却処理を行っている。

舞洲工場破碎処理設備のフロー図



破碎処理実績の推移

(単位:t)

年度	27年度	28年度
破碎処理量	9,940	9,216
金属回収量	1,256	1,493
	鉄	1,234
	アルミ	23
焼却量	8,684	7,723

平成28年度 回収金属別売却収入実績

(単位:千円)

回収金属	売却収入
鉄	26,437
アルミ	3,019
合計	29,455

(4) ごみの持ち込みの受け入れ

環境施設組合のごみ焼却工場では、排出者自らによるごみの持ち込みを受け入れている。

八尾市域から発生する一般廃棄物については、八尾市において受付手続きが行われた後、八尾工場に搬入されているが、大阪市域から発生する一般廃棄物については、環境施設組合のごみ焼却工場が搬入受付を行っている。

大阪市域から発生する一般廃棄物を持ち込む場合は、持ち込みを希望する日の前日までに、当該ごみを排出する場所の区を担当するごみ焼却工場に持ち込みの予約を行ったうえで、搬入を行う。

大阪市域で発生するごみの搬入工場及び受入時間

ごみの種別	ごみの発生区	工場名	受入時間
焼却対象物	中央区・東成区・城東区・鶴見区	鶴見工場	9時～11時 13時～15時
	北区・西区・港区・大正区・浪速区・西淀川区・住之江区・西成区	西淀工場	
	(他工場の状況により持ち込みを指定する場合がある)	八尾工場	
	福島区・此花区	舞洲工場	
	天王寺区・生野区・阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区	平野工場	
	都島区・淀川区・東淀川区・旭区	東淀工場	
破砕対象物	全ての区	舞洲工場 破砕設備	

(5) 不適正搬入の防止

各ごみ焼却工場への危険物などの搬入・処理不適物の混入を未然に防止し、適正搬入を促進するとともに資源化を推進するため、各ごみ焼却工場における搬入物検査を実施している。

搬入物検査は、ごみを焼却工場のピットに投入する際に目視で搬入物を検査する確認検査と、収集車両からごみを検査装置上に排出させて搬入物を検査する展開検査を行っている。

不適正搬入を発見した場合には、当該ごみの持ち帰りを搬入者に指示するとともに、各構成市へ報告を行っており、構成市においてごみの搬入者及び排出者に対し、適正処理指導が行われている。

平成28年度 搬入物検査実績

(単位:件)

工場名	鶴見	西淀	八尾	舞洲	平野	東淀	舞洲破砕	計
確認検査	144	32	22	23	11	4	1	237
展開検査	5,663	3,877	1,644	7,441	5,161	4,822	7,293	35,901
要指導	143	100	51	252	226	102	7	881

(6) 構成市のごみ減量施策との連携

大阪市では、焼却処理しているごみに資源化可能な紙類が多く混入していたことから、平成25年10月1日から資源化可能な紙類のごみ焼却工場への搬入を禁止しており、「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合処理施設の受入基準」においても、大阪市から搬入されるごみについてのみの基準として、資源化可能な紙類を受入不適物としている。

また、資源化可能な紙類の搬入禁止に対する少量排出事業者対策として、大阪市の許可業者が収集した少量の紙類を受け入れる回収ボックスの各工場への設置を認めている。

さらに、平成29年4月24日には、大阪市におけるスプレー缶・カセットボンベ類の資源化の開始に伴い、同受入基準についてもスプレー缶・カセットボンベ類を受入不適物とする改定を行った。

2 ごみ処理過程における環境負荷の低減 <施設部施設管理課>

(1) 公害防止対策

ごみ焼却工場は、各種法令により排ガスや排水およびばいじんについて厳しく規制されており、排ガス中のばいじん除去のための電気集じん器やバグフィルター、塩化水素や硫酸化合物を除去する排ガス洗浄装置、窒素酸化物低減対策の脱硝装置等の対策を講じるとともに、ダイオキシン類対策や臭気対策、排水対策など、公害防止に万全を期している。

ばいじん等排ガス対策

大阪府域においては、大気汚染防止法および大阪府生活環境の保全等に関する条例により排ガスは厳しく規制されており、ごみの焼却にあたっての対策には万全を期している。

焼却時の排ガス中に含まれるばいじんは、電気集じん器またはバグフィルターで除去し、さらに塩化水素（HCl）、硫酸化合物（SO_x）は排ガス洗浄装置で除去している。また、窒素酸化物（NO_x）については、発生を極力防ぐため自動燃焼制御装置で常に適切な焼却制御を行うとともに、脱硝装置により低減を図っている。

工場別のばいじん等排ガス対策

工場名	対策名						
鶴見	自動 燃焼制御	無触媒 脱硝装置 (尿素)	電気集じん器	排ガス 洗浄装置	触媒 脱硝装置 (アンモニア)	バグフィルター 活性炭	
西淀		無触媒 脱硝装置 (アンモニア)	バグフィルター 西淀・八尾:消石灰 舞洲・東淀:反応助剤 平野 :活性炭				
八尾							
舞洲							
平野							
東淀							
対策項目	DXN, NO _x	NO _x	ばいじん, SO _x , HCl		DXN, NO _x		

DXNとは、ダイオキシン類

ダイオキシン類対策

平成9年8月の大気汚染防止法施行令及び廃棄物処理法施行令の改正、平成12年1月のダイオキシン類対策特別措置法の施行により、平成14年12月から排ガス中のダイオキシン類の排出基準値が1 ng-TEQ/m³Nとなったため、対策が必要であった鶴見工場において設備改造等ダイオキシン類対策工事を実施し、法期限までに対策を完了している。

その他の工場も含め全ての工場において、高度な排ガス処理設備等を有するとともに、完全燃焼の徹底を図るなど、適正な運転維持管理に努めることにより、法律に基づく排出基準値を十分に満足しており、平成28年度の排ガス中のダイオキシン類濃度は、次表のとおり排出基準値をすべてクリアしている。

平成28年度 排ガス中のダイオキシン類濃度

(単位:ng-TEQ/m³N)

工場名	鶴見	西淀	八尾	舞洲	平野	東淀
測定年月	28年7月	28年6月	28年12月	28年8月	28年8月	28年4月
1号煙突入口	0.00000021	0.032	0.0038	0.00000018	0.00058	0.00012
2号煙突入口	0.00000068	0.033	0.0034	0.00000030	0.000072	0.00000030
排出基準値	1	1	1	1	0.1	0.1

排出基準値は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法によるTEQとは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値
ng(ナノグラム)とは、10億分の1グラム 1m³N(立法メートルノルマル)とは、0、1気圧の状態に換算した気体の体積
ダイオキシン類濃度の数値にはコプラナーPCBを含む

臭気対策

密閉されたピット内の空気を押込送風機で燃焼用として焼却炉に吹き込み、ピット内の気圧を外部の気圧より低く保つことにより、ごみ投入扉を開けても、ごみの臭気が外にもれないようにしている。

また、900 前後の高温で焼却することにより、排ガス中の臭気成分を完全に分解している。

排水対策

焼却処理に伴い生じる排水については、排水処理設備において、凝集沈殿及びろ過処理等を行い、基準値を満足したうえで下水道へ放流している。

その他の対策

工場から発生する騒音については、発生源である機械類等を専用室内に設置して防音に努めるとともに、防音壁や吸音材等を用いてこれに対処している。

(2) 環境への配慮

環境配慮行動を積極的に推進するため、環境マネジメントシステムを適正に運用している。

また、全てのごみ焼却工場にて取得している国際環境規格ISO14001の認証を継続し、環境への影響を自主的に管理するとともに、総合的な運転管理の質的向上を図りながら、環境に配慮した操業を行っている。

3 地球温暖化防止対策の推進 <施設部施設管理課>

(1) 余熱利用の促進

ごみの焼却時に発生する熱を利用し蒸気を生産させ、蒸気タービンで発電を行うなど、エネルギーの有効利用に努めている。

平成28年度においては、標準的な家庭の約14万3千軒が使う電力量に相当する発電(448,170 MWh)を行い、その電気を自家使用するほか、電力会社等に売却し約42億円の収入を得ている。

また、発生した蒸気は近隣施設等へ供給し、可能な限り焼却余熱の有効利用に努めている。

化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化防止に寄与するため、今後、ごみ焼却工場の建替えにあたっては、高効率発電設備を導入するなど、積極的に余熱利用を図っていく。

平成28年度 ごみ焼却工場発電電力量及び売電収入実績(平成28年3月～平成29年2月)

工場名	鶴見	西淀	八尾	舞洲	平野	東淀	合計
発電電力量(MWh)	69,264	60,630	35,291	122,380	100,325	60,280	448,170
工場内消費電力量	21,125	19,446	20,044	44,247	43,606	20,322	168,790
売電電力量	48,139	41,184	15,246	78,133	56,719	39,958	279,379
売電収入(千円)	625,543	524,350	182,416	1,308,695	873,189	684,381	4,198,574

平成28年度 ごみ焼却工場余熱利用状況

工場名	供給先	
	電気	蒸気
鶴見	電力会社	-
	大阪市環境局 城北環境事業センター	
西淀	電力会社	西淀川特別養護老人ホーム
	大阪市環境局 西北環境事業センター	-
	大阪市立西淀川屋内プール	大阪市立西淀川屋内プール
八尾	電力会社	八尾市立屋内プール
	八尾市立衛生処理場	-
舞洲	電力会社	大阪市建設局 舞洲スラッジセンター
平野	電力会社	-
	大阪市環境局 東南環境事業センター	
	リフレうりわり	
東淀	電力会社	-

リフレうりわりは、平成23年4月から営業休止中

(2) 温室効果ガス排出量の削減

ごみ焼却エネルギーの有効活用により発生した電力を電力会社等に供給することによって、電力会社等は電力や熱エネルギーの使用に伴う化石燃料の使用を削減できることから、間接的に温室効果ガス排出量の削減に寄与している。

間接的な温室効果ガス排出削減量

年度	27年度
間接削減量 (t-CO2)	123,997

(3) その他環境対策

省エネ対策や構内緑化の拡大に加え、ごみ焼却工場建物の屋上や壁面を利用した緑化を進めるなどの取り組みを行っている。

また、屋上等に太陽光発電パネルを設置し、自然エネルギーの有効活用による発電を実施しているほか、雨水利用も行っている。

ごみ焼却工場における環境対策

工場名	屋上及び壁面緑化	太陽光発電	雨水利用
鶴見			
西淀			
八尾			
舞洲	6,412㎡		
平野	994㎡		○
東淀	2,482㎡	20kW	

4 ごみの最終処分 <施設部施設管理課>

環境施設組合では、ごみ焼却工場から排出される焼却残滓について、各構成市のごみ処理量の割合に応じて、大阪市分は大阪市の最終処分場である北港処分地または大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場である大阪沖埋立処分場において、また、八尾市分・松原市分は大阪沖埋立処分場において、それぞれ埋立処分を行っている。

埋立処分実績の推移

(単位:t)

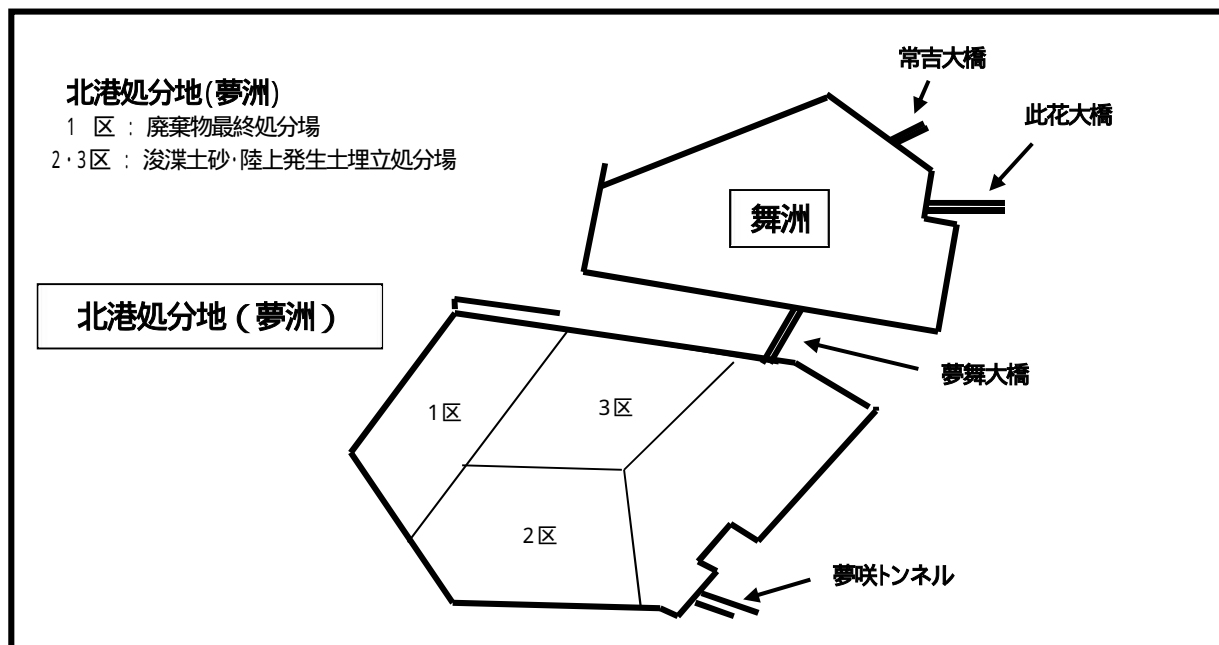
年度		27年度	28年度
埋立処分量		160,162	151,856
内訳	北港処分地	140,834	128,625
	大阪沖埋立処分場	19,328	23,231

(1) 北港処分地

概要

北港処分地の位置及び規模

埋立場所名	位置	埋立面積	埋立容量
北港処分地(夢洲)第1区	大阪市此花区夢洲東1丁目地先	73.1ha	1,169万 m^3



公害防止対策

ア 汚水対策

焼却残滓の埋立に伴って生じる汚水については、1次処理としてフローティング・エアレーターによる曝気処理を行い、2次処理として凝集沈殿装置にて処理している。

イ 発生ガス対策

埋立により発生するメタンガスは、ガス抜き装置により処理している。

ウ 衛生害虫獣及び焼却灰の飛散防止対策

焼却残滓に樹木の生育に支障とならない山土などで覆土を行うことで、悪臭の発散防止、ハエ・ネズミなど衛生害虫獣の繁殖防止、焼却残滓の飛散防止及びメタンガスによる火災を防止している。

(2) 大阪湾臨海環境整備センター

廃棄物を広域的に処理するために、港湾に広域処理場を建設、運営する事業主体の組織法人として「広域臨海環境整備センター法」に基づき、「大阪湾広域臨海環境整備センター」が昭和57年3月に設立された。3市とも関係地方公共団体として出資しており、大阪市においては港湾管理者としても出資を行っている。

同センターでは、中期計画として建設した尼崎沖と泉大津沖の2ヵ所の廃棄物の埋立処分場について、すでに受け入れを終了しており、中期計画として、神戸沖と大阪沖の2ヵ所に埋立処分場を建設し、大阪沖は平成21年10月から受け入れを開始している。

環境施設組合は、大阪沖埋立処分場まで焼却残滓を運搬し、大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託している。

広域処分場の位置及び規模

埋立場所名	位置	埋立面積	埋立容量
大阪沖埋立処分場	大阪市此花区北港緑地地先	95ha	1,400万 ³ m

5 普及啓発の推進

(1) 施設見学の受入れ <施設部施設管理課>

ごみ焼却工場等の施設において、学校、振興町会、各種団体等施設見学を積極的に受け入れるとともに、ごみ焼却工場見学コースの一般開放（焼却工場オープンデー）を行うなど、ごみの処理工程をはじめ、エネルギーの有効利用や公害防止対策といった環境対策の取り組みについて、市民の理解と協力が得られるよう、普及啓発活動の推進に努めている。

また、国内外からの行政視察も多数受け入れている。

施設見学受入れ状況の推移

年 度		27年度	28年度
施設見学	団体数(団体)	1,365	987
	人 数 (人)	25,755	29,454
焼却工場 オープンデー	開催日数(日)	10	10
	来場者数(人)	3,331	4,428

オープンデーの来場者数は、施設見学人数の内数

(2) 情報提供 <総務部総務課>

環境施設組合のホームページにより、市民・事業者等に向けて情報提供を行うとともに、大阪市、八尾市、松原市のホームページとリンクを行い、情報の相互活用を図っている。

平成29年2月に、より見やすいホームページとするためリニューアルを行った。

なお、ホームページへの平成28年度アクセス件数は、約64,920件であった。

(ホームページアドレス <http://www.osaka-env-paa.jp/>)

6 技術研究及び技術協力 <施設部建設企画課>

(1) 技術研究

環境施設組合では、効率的で適正かつ安定した事業を推進するため、焼却灰の有効利用に関する調査研究や、高効率なエネルギーの回収利用を可能にする処理システム開発など、廃棄物処理に関する新たな技術や課題等について、調査研究を進めている。

平成28年度についても、焼却灰を分析（重金属類含有量、塩素濃度、成分等）し、ごみ減量の推進に伴う焼却灰の性状変化等を把握するため、データの蓄積を継続的に行うとともに、生ごみのバイオガス化等の廃棄物処理に関する情報収集を行っている。

また、民間企業等との協働として、ボイラを高温にして廃熱回収の効率性を高める際に、ボイラ過熱器管が高温により腐食してしまう問題を解決するための技術開発を、プラントメーカーとの共同研究により進めるとともに、焼却灰のエージング（排ガス中の熱と二酸化炭素との反応による重金属類の不溶化）による無害化処理に関する産学共同研究を行っている。

一方で、廃棄物処理を行う上で表出した課題の解決や、排水や排ガス等の排出基準など法令等の改正などに対応するため、従前から、分析・解析等の専門機関である大阪市立環境科学研究所（平成29年度より大阪市立環境科学センター）と協力関係を築いてきており、平成28年度においても、「排ガス中水銀に関する調査研究」、「焼却残渣中重金属の化学処理に関する調査研究」、「焼却灰を貯留中に発生する爆発を抑制する手法の検討」の3つのテーマについて、分析・解析等を同研究所へ依頼し、課題の解決や新たな技術開発に努めている。

(2) 技術協力

ごみ焼却工場の運転管理や施設整備・建設計画など、環境施設組合が有する高い技術力について、他都市や海外からの要請に対し、積極的に技術協力、支援を行っている。

平成28年度については、公益社団法人全国都市清掃会議の要請により、ごみ処理施設の整備に必要な計画論と法規制及び構造等を解説した「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」を改訂するための作成・査読委員会の委員を務めた。また、環境施設組合主催の調査研究報告会では、職員だけではなく、他都市の施設管理担当者も交え、排ガス、排水、焼却灰中の有害物質の挙動等に関する調査研究について、意見交換等を実施している。

海外への技術協力・支援では、廃棄物の焼却に伴い発生するダイオキシン類の抑制方法や、舞洲工場をモデルとしたごみ焼却工場の各設備、フロー等、ごみ焼却工場のごみ処理技術について、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施している研修に対する協力やフィリピン共和国に対し研修を実施した。また、フィリピン共和国、クウェート国及びベトナム社会主義共和国へ職員を派遣し、廃棄物処理技術についての講演や現地行政機関とごみ焼却工場の建設や運営について意見交換を行うなど、開発途上国が抱える廃棄物処理の課題解決に向けた支援を行った。

公益社団法人全国都市清掃会議

廃棄物処理事業を実施している市区町村等が、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究等を共同して行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てることを目的として設立した組織。

第4章 施設整備

1 ごみ焼却工場の整備・配置計画 <施設部建設企画課>

環境施設組合の「ごみ焼却工場の整備・配置計画」については、平成24年4月に大阪市戦略会議において策定した「ごみ焼却工場の整備・配置計画」を、平成25年3月に3市で基本合意のうえ引き継いでおり、同計画に基づき、平成28年3月に住之江工場を休止し、6工場稼働・1工場建替えの体制に移行するなど、順次施設整備を進めていく。

ごみ焼却工場の整備・配置計画（再掲）

		H27	H28	H29	H30	H31	H32	
3市ごみ処理量 (万トン/年)		102.0	101.6	101.1	100.7	100.1	99.6	
必要処理能力 (万トン/年) 【ごみ処理量×1.1】		112.2	111.8	111.2	110.8	110.1	109.6	
工場名	処理能力 (トン/日)							
住之江	520	→ (稼働)						
	400	→ (アセス・設計)			→ (施設整備)			
鶴見	600			→ (稼働)				
西淀	600			→ (稼働)				
八尾	600			→ (稼働)				
舞洲	900			→ (稼働)				
平野	900			→ (稼働)				
東淀	400			→ (稼働)				
年処理能力計 (万トン/年)		134.2	118.8	118.8	118.8	118.8	118.8	

平成27年3月末現在における3市の一般廃棄物処理基本計画及び平成27年度大阪市一般廃棄物処理実施計画に基づき算出している。

2 住之江工場の更新・運営事業 <施設部建設企画課>

(1) 概要

住之江工場は、昭和63年7月に竣工後、約28年間稼働してきたが、設備の老朽化のため平成28年3月末に稼働を休止した。

同工場は、大阪市の南西部に位置し、ごみ焼却工場の整備・配置計画、重要な工場であることから、構成市のごみ量が減少している状況や、厳しい財政事情の中、民間活力導入などで経費の低減を図る必要があることを踏まえて、次のとおり更新・運営を行う予定としている。

事業計画地	大阪市住之江区北加賀屋4丁目1番26号	
処理方式	全連続燃焼式(ストーカ式)	
処理能力	400t/日(200t/日×2炉)	
余熱利用	蒸気、温水、電力	
事業期間	設計・建設期間	特定事業契約締結日(平成30年8月予定)から平成35年3月31日までの約4年7か月間
	運営期間	平成35年4月1日から平成55年3月31日までの20年間

処理能力は日量520トンから400トンにする。

構成市のごみ処理計画量とごみ焼却工場が有すべき焼却処理能力や収集輸送の効率性、環境負荷の低減等の各観点に基づき検討した結果、処理能力を縮小して更新する。

D B O方式を導入し民間委託の推進を図る。

民間が設計・建設・運営(竣工後20年間)を行うD B O(Design Build Operate)方式を導入する。

D B O(Design Build Operate)方式

公共が資金を調達し、民間が設計・建設・運営を行うことで、公共の資金調達力と、民間事業の経営能力及び技術的能力を併せて活用し、効率的な事業の推進を図る方式。

既存建物を利用した更新工事を行う。

全面的な建替えではなく、現在の建物を一部流用して内部設備(プラント設備)を更新する。

(2) 廃棄物処理施設建設等委員会における基本方針の検討

廃棄物処理施設の建設及び改良にあたり技術的な内容に関する審議を行うため、平成27年2月、諮問機関として学識経験者により構成される廃棄物処理施設建設等委員会を設置した。

同委員会に対し、平成27年6月30日に「住之江工場更新計画における基本方針について」諮問を行い、合計5回の審議を経て、平成28年3月1日に処理方式(炉形式)、計画ごみ質、

公害防止計画、エネルギー利用計画などの内容について、答申を受領した。

(3) 公共工事総合評価落札方式技術審査委員会の開催

平成28年10月に公共工事総合評価落札方式技術審査委員会を設置し、平成29年2月より住之江工場更新・運営事業に係る審議を行っている。

同委員会ではこれまで、住之江工場更新・運営事業に総合評価落札方式を適用することや、実施方針(案)、要求水準書(案)、落札者決定基準(案)等について審議している。

(4) 事業全体スケジュール

住之江工場更新・運営事業については、平成28年度から平成29年度にかけて生活環境影響調査を実施している。

平成29年5月には「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(PFI法)」第5条第3項に準じて実施方針を公表し、8月には特定事業として選定した。また、9月には入札公告を実施しており、今後、総合評価落札方式により平成30年3月に更新及び運営を行う民間事業者を決定し、平成30年8月に契約締結、平成34年度末の竣工、平成35年度からの運営開始を予定している。

生活環境影響調査

ごみ焼却工場の新設・建替え事業の際に、既存の文献や現況調査の結果から事業の実施が周辺環境に与える影響を予測・評価し、その結果を縦覧するもので、廃棄物処理法により、事業者には実施が義務付けられている調査。

住之江工場更新・運営事業スケジュール

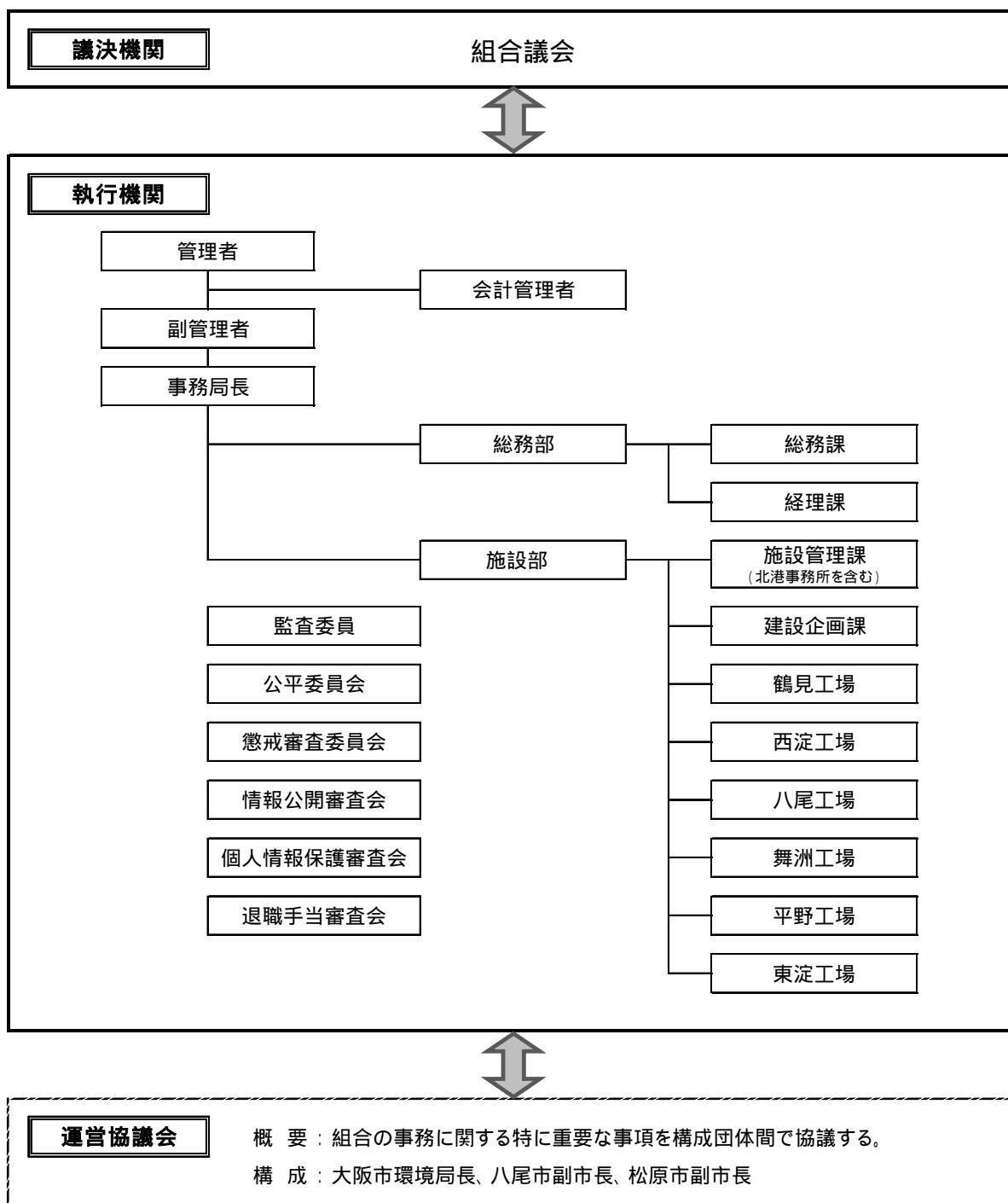
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 ～平成33年度	平成34年度	平成35年度 ～平成54年度
現住之江工場	現工場稼働 3月末休止						
生活環境影響調査		現況調査	予測評価 縦覧				
新住之江工場				契約		竣工	運営開始

第5章 組織

1 機構 <総務部総務課>

特別地方公共団体である環境施設組合は、議決機関である議会と執行機関である管理者で構成している。

また、環境施設組合の規約の変更や重要な計画の策定、その他組合の運営に係る重要事項について構成団体間で協議するため、運営協議会を設置している。



2 議決機関 <総務部総務課>

(1) 環境施設組合議会の構成

議員の定数は20人であり、構成団体である3市の議会において、当該構成団体の議員のうちから、大阪市は15人、八尾市は3人、松原市は2人をそれぞれ選出している。

また、議員の任期は、当該構成団体の議会の任期による。

(2) 定例会と臨時会

組合議会には、定例会と臨時会があり、管理者が招集する。

定例会は条例により年2回、臨時会は必要のある時に招集する。

なお、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は置かず、本会議のみを行う。

平成28年度 環境施設組合議会の開催実績

会議名	開会日	主な議決内容
平成28年第1回臨時会	7月15日	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合監査委員の選任同意 等
平成28年第2回定例会	8月31日	平成27年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合歳入歳出決算
平成29年第1回定例会	2月8日	平成28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算 平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算 等

(3) 本会議の結果・その他

本会議の議決結果や会議録は、環境施設組合のホームページに掲載するとともに、地方自治法の規定に基づき議決結果を、構成団体である3市へ報告している。

なお、本会議の開会日程については、議会の招集告示に合わせて報道発表を行うとともに、ホームページに掲載している。また、本会議は、一般傍聴（直接傍聴）を実施している。

3 執行機関 <総務部総務課>

(1) 管理者等

環境施設組合は、代表者である管理者を1人、副管理者を1人置いている。

管理者は、3市の長の互選により定めることとしており、大阪市長が選任されている。

副管理者は、管理者である構成団体の長以外の構成団体の長のうちから管理者が選任することとしており、八尾市長が選任されている。

管理者及び副管理者の任期は、当該構成団体の長の任期による。

(2) 監査委員

環境施設組合の事務の執行を監査するため、監査委員を2人置いている。

監査委員は、管理者が、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから1人、組合議会の議員のうちから1人を、組合議会の同意を得て選任している。

任期は、識見を有する者のうちから選任される者は4年、組合議員のうちから選任される者にあつては、当該組合議会議員の任期である。

(3) 公平委員会

環境施設組合職員の勤務条件に関する措置要求等を審査するため、公平委員会を設置している。

公平委員会委員は、管理者が、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、組合議会の同意を得て選任しており、定数は3人、任期は4年である。

(4) 補助機関

管理者の権限に属する事務を処理する本庁の2部4課及び6工場から構成されている。

なお、会計管理者の権限に属する事務、公平委員会委員及び監査委員を補助する事務、議会運営事務については、総務部総務課職員が兼務している。

4 附属機関 <総務部総務課>

(1) 懲戒審査委員会

環境施設組合の職員の懲戒処分を行うにあたって審査を行うため、「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合懲戒審査委員会」を設置している。

同委員会は、管理者が委嘱する委員5人(学識経験者3人及び組合の職員2人)で組織している。

(2) 情報公開審査会

情報公開請求に対する公開決定等についての審査請求に係る実施機関の諮問事案等を調査審議するため、「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開審査会」を設置している。

同審査会は、管理者が委嘱する委員3人(学識経験者その他適当と認める者)で組織している。

(3) 個人情報保護審査会

個人情報に関する開示決定等についての審査請求に係る実施機関の諮問事案等を調査審議するため、「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護審査会」を設置している。

同審査会は、管理者が委嘱する委員3人(学識経験者その他適当と認める者)で組織している。

(4) 退職手当審査会

懲戒処分等に該当する行為を行った職員に係る退職手当の支給制限に係る実施機関の諮問事案等を調査審議するため、「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合退職手当審査会」を設置している。

同審査会は、管理者が委嘱する委員3人(識見を有する者)で組織している。

5 職員 <総務部総務課>

環境施設組合の職員（条例定数）は537人であるが、平成29年5月1日現在の職員数は526人である。

職員について、行政職員は構成団体である大阪市、八尾市、松原市からの派遣職員及び大阪市から身分移管した環境施設組合固有職員、技能職員は大阪市から身分移管した環境施設組合固有職員で構成されている。

職員の配置

平成29年5月1日現在

(単位:人)

区分	行政職員									技能職員			合計	
	事務			技術			事業担当主事・主事補			技能職員				
	本務	再任用 フルタイム	再任用 短時間	本務	再任用 フルタイム	再任用 短時間	本務	再任用 フルタイム	再任用 短時間	本務	再任用 フルタイム	再任用 短時間		
総務部	21	0	0	2	0	0	5	0	0	0	0	0	28	
施設部	3	0	0	21	2	1	0	0	0	3	3	1	34	
工場	鶴見	3	0	0	5	0	0	3	0	0	59	2	0	72
	西淀	2	0	0	5	0	0	5	0	0	59	2	0	73
	八尾	2	0	0	5	0	0	3	0	0	59	1	0	70
	舞洲	2	0	0	8	0	0	6	0	0	79	7	0	102
	平野	1	0	0	6	0	0	5	0	0	59	4	0	75
	東淀	0	0	0	6	0	0	5	0	0	59	2	0	72
合計	34	0	0	58	2	1	32	0	0	377	21	1	526	

【参考】派遣職員受入数

(単位:人)

区分	行政職員									技能職員			合計
	事務			技術			事業担当主事・主事補			技能職員			
	本務	再任用 フルタイム	再任用 短時間	本務	再任用 フルタイム	再任用 短時間	本務	再任用 フルタイム	再任用 短時間	本務	再任用 フルタイム	再任用 短時間	
大阪市	29	0	0	58	0	0	0	0	0	0	0	0	87
八尾市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
松原市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

6 事務分掌 <総務部総務課>

環境施設組合事務分掌規則

総務部

総務課

- (1) 組合の業務に関する総合的企画、調査、連絡調整、統計及び資料の収集整備に関すること。
- (2) 組合の業務の進行管理及び事務改善に関すること。
- (3) 組合の業務の普及及び広報に関すること。
- (4) 庁舎の管理に関すること。
- (5) 文書の審査、管理、公印に関すること。
- (6) 条例、規則その他の規程の審査に関すること。
- (7) 議会に関すること。
- (8) 訴訟及び不服申し立てに関すること。
- (9) 事故の処理並びに自動車に係る保険の契約及び保険金の請求に関すること。
- (10) 情報化に係る総合的企画及び推進に関すること。
- (11) 電子計算機及び通信ネットワークの整備及び管理運営に関すること。
- (12) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (13) 運営協議会に関すること。
- (14) 公金取扱契約に関すること。
- (15) 組合の人事に関すること。
- (16) 職員の任免、分限、懲戒、配置その他の人事に関すること。
- (17) 職員の勤務条件に関すること。
- (18) 職員の人事、給与制度の企画、調査、研究に関すること。
- (19) 職制及び職員の定数管理に関すること。
- (20) 職員の被服貸与に関すること。
- (21) 職員の福利厚生に関すること。
- (22) 職員の安全、衛生管理、災害補償その他職員の厚生に関すること。
- (23) 職員の給与の執行管理に関すること。
- (24) 職員の人事及び厚生に係る事務の集中処理に関すること。
- (25) 職員の競争試験及び選考並びに臨時的任用に関すること。
- (26) 人事記録の管理に関すること。
- (27) 職員の苦情処理に関すること。
- (28) 研修計画の策定及び実施に関すること。
- (29) 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。
- (30) 派遣元等との人事、給与、労務及び研修に係る連絡調整に関すること。
- (31) 他の課の主管に属さないこと。

経理課

- (1) 予算の編成及び執行管理並びに決算の報告に関すること。
- (2) 公債に関すること。
- (3) 資金の計画及び基金の運用に関すること。
- (4) 定期監査、決算審査その他監査の受検に関すること。
- (5) 工事その他請負、物品の購買等契約の締結に関すること。
- (6) 不動産を除く物件の買い入れ、売り払い及び借入契約の締結並びに業務委託の入札に関すること。
- (7) 入札参加資格の審査に関すること。
- (8) 公有財産の調査及び管理並びに公有財産台帳の管理に関すること。
- (9) 普通財産の管理転用及び処分に関すること。
- (10) 不動産の交換及び寄付收受に関すること。
- (11) 不動産の取得（借入を含む。）並びに地上物件の移転及び補償に関すること。

施設部

施設管理課

- (1) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物等の適正処理の指導に関すること。
- (3) ごみ処理施設の管理運営及びこれに附帯する事務に関すること。
- (4) 埋立処分地の造成及び管理運営に関すること。

建設企画課

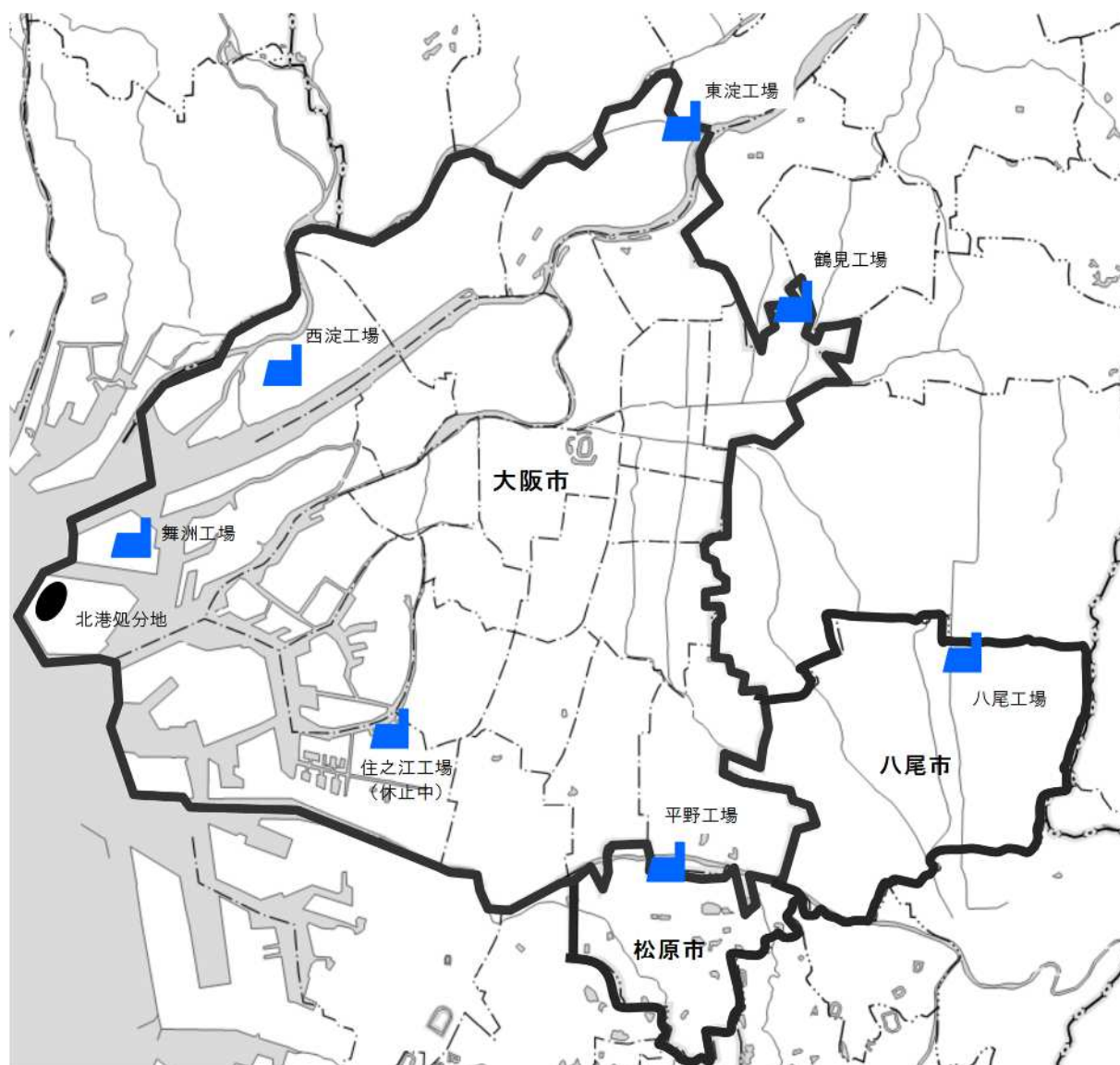
- (1) ごみ処理施設の建設に関すること。
- (2) 廃棄物処理の技術開発に関すること。

環境施設組合事業所事務分掌規則

各工場

- (1) 一般廃棄物等の焼却及び破碎処理に関すること。
- (2) 搬入不適物の規制に関すること。
- (3) 焼却残さいの処分に関すること。
- (4) 発電設備及び蒸気設備の管理に関すること。

7 施設配置図 <施設部施設管理課>



8 研修・安全衛生

(1) 研修 <総務部総務課及び施設部施設管理課>

環境施設組合では、職員の能力開発と組織的な人材育成の促進を目的として、平成27年9月に人材育成基本方針を策定した。この基本方針に基づき、研修をOJT（職場研修）、Off-JT（職場外研修）に大別し、さらには職種や勤務年数・役職等に応じて分類したうえで体系的に実施し、組織における自己の役割を踏まえて、自律的に考え行動できる職員の育成をめざしている。

研修の実施にあたり、総務課においては、全ごみ焼却工場に共通する事項・課題等に関する研修の企画を行うとともに各工場で実施する研修への支援を行い、また各工場においては、職場の上司や先輩職員によるOJTの実践により職員育成に取り組んでいる。

加えて施設管理課においては、経営計画に基づく人材の継続的な育成として、行政職員（技術）を対象に各種研修に取り組んでいる。

総務課、施設管理課とごみ焼却工場が相互に連携・協力を図ることで、より一層効果的・効率的な人材育成を進めている。

職場研修

職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、日常的に職務のあらゆる場面を通じて業務に必要な知識・技術・態度などを、計画的・継続的・反復的に指導し職員育成を行う。

階層別研修

各階層（役職や職種、勤続年数）に応じて集合形式やグループ形式で実施し、職務遂行に必要な知識・技能を習得するとともに、市民サービスの向上をめざして仕事に取り組む職員の育成をめざす。

キャリア研修

職業生活の節目に自己のキャリア形成について考えることで、組織の中で求められる役割を理解したうえで、能力開発や自己啓発意識の向上をはかり、自己実現を目指す職員を育成することをめざす。

人権・コンプライアンス研修

職員、社会の一員としてあらゆる人権課題について理解と認識を深めること及び、コンプライアンス意識の向上をめざす。

その他研修

行政職員（技術）を対象にごみ焼却工場の管理運営に係る専門的な知識や技術の習得を図るための研修を実施し、職員の更なるスキルアップを図る。

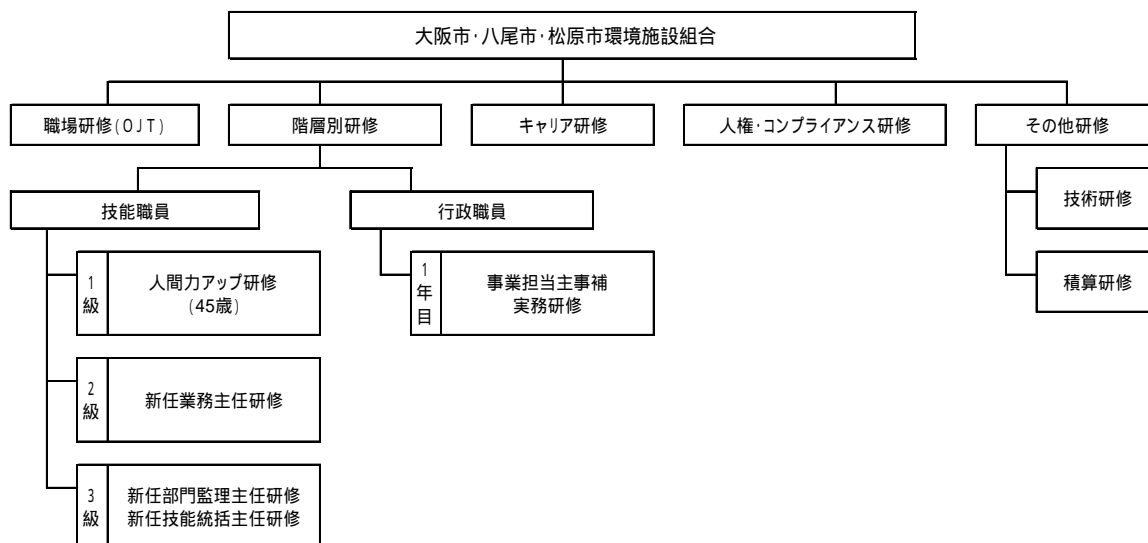
・技術研修

採用後数年の行政職員（技術）を対象に、組合事業の概要説明や関係法令の解説、技術研修テキストを用いたごみ焼却工場各設備の説明や施設見学等の研修を実施し、基礎的な知識・技術を習得することで、職員の更なる知識や技術習得への意欲向上をめざす。

・積算研修

ごみ焼却工場における整備工事の積算に関する知識の習得や演習により、実務能力の習得を図るとともに、より一層コストに対する意識の向上をめざす。

研修体系図



(2) 安全衛生 <総務部総務課>

環境施設組合の安全衛生管理体制は、労働安全衛生法及び職員安全衛生管理規則に基づき整備しており、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するよう努めている。

安全衛生管理事業については、年度当初に安全衛生委員会で意見を聞いたうえで計画を策定し、それに沿って実施している。

安全衛生管理体制の充実を推進

- ア 事業所ごとに安全管理者、衛生管理者、産業医の選任
- イ 法定による職場安全衛生委員会及び職員の安全衛生に関する重要な事項を調査審議する安全衛生委員会の設置

安全衛生意識の高揚と安全衛生教育の充実

- ア 安全衛生意識の高揚
 - 安全衛生啓発ポスター等の掲示、安全衛生視聴覚教材の貸出し、災害防止月間中の安全旗・懸垂幕掲揚等
- イ 安全衛生教育の充実
 - 熱中症予防、メンタルヘルス等の衛生教育研修、各事業所におけるピット火災・転落時対応、酸素欠乏等危険作業などの安全教育の実施
- ウ 安全衛生運動の推進
 - 災害防止月間（8月、12月下旬～ 1月上旬）

安全衛生活動計画に基づいた事業の実施

ア 公務災害再発防止対策

災害発生速報や災害発生職場から提出された原因と対策に関する情報を活用し、共有化を図ることにより再発防止に努めている。

イ 安全作業対策

安全作業の手引き等の活用により改めて基本に立ち返り、各標準作業行動や保護具等の適切な着用の遵守を徹底するよう周知している。

ウ 健康管理対策

定期健康診断等、それに伴う事後措置及び破傷風予防接種の実施、産業医等による健康管理等に関する講習会の開催、ストレスチェック等のメンタルヘルス対策に取り組んでいる。

エ 作業環境対策

有害作業場で業務に従事する職員の健康障害を防止するため、「空気中のダイオキシン類濃度」、「空気中のアスベスト濃度測定」の作業環境測定を実施している。

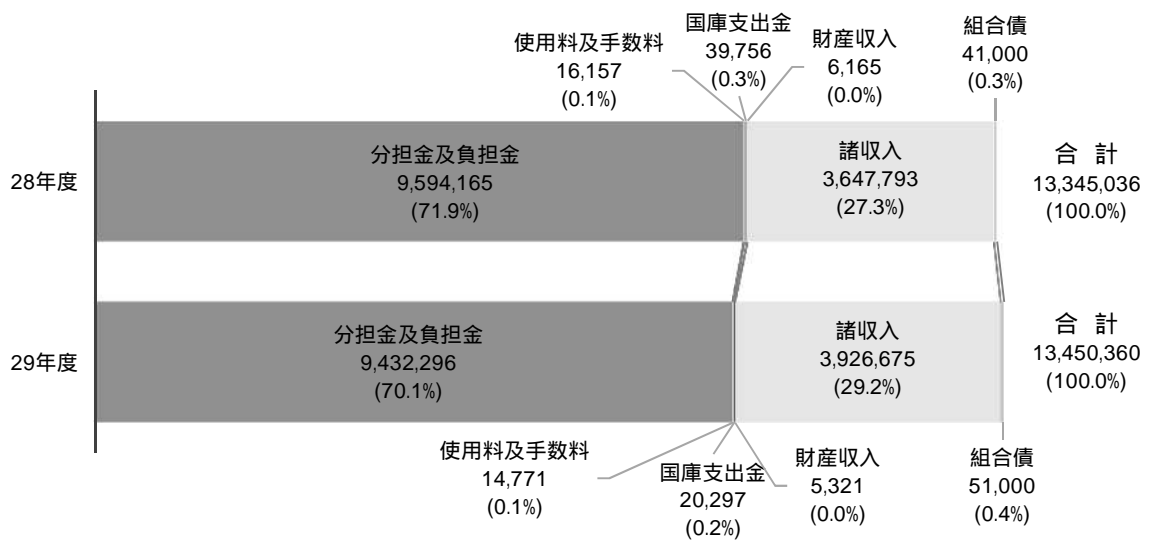
第6章 経費

1 平成29年度予算 <総務部経理課>

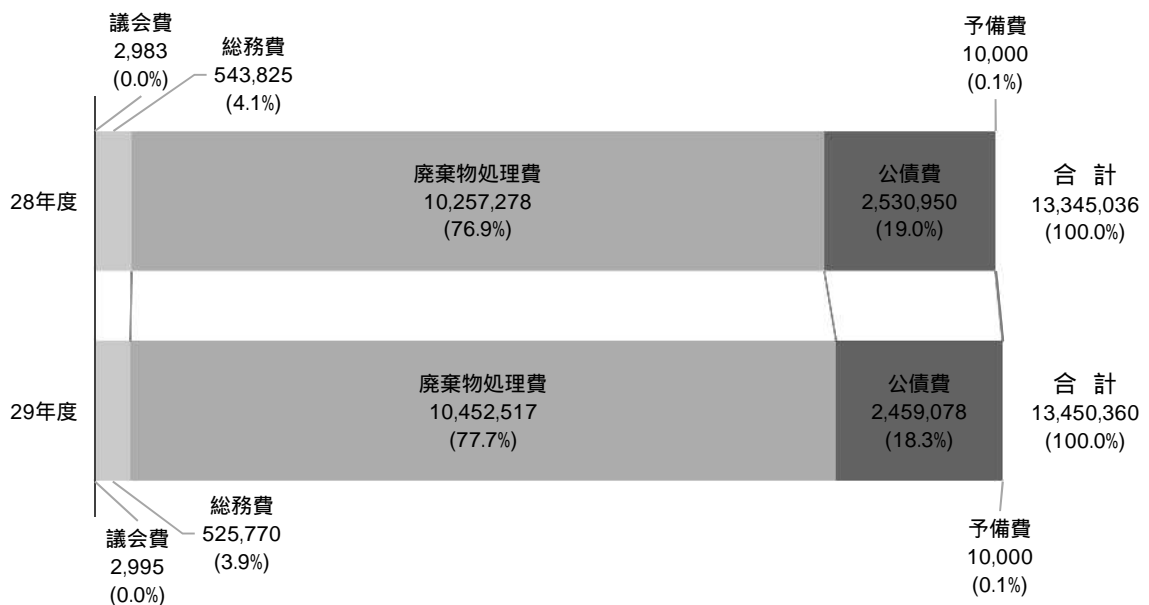
(1) 平成28年度・平成29年度 歳入歳出当初予算比較

【歳入】

(単位:千円)



【歳出】



(2) 平成29年度予算の概要

平成29年度予算については、ごみ焼却工場、北港処分地の安定稼働にかかる運営及び維持管理にかかる事業費とともに、平成28年度から引き続き住之江工場の更新に向けた生活環境影響調査等の事業費を計上している。

歳出においては、水銀に関する水俣条約発効に関わり、水銀等の大気中への排出を規制する大気汚染防止法の一部が改正されるなど、排ガス中の水銀排出基準値が強化されることとなり、排ガス中の水銀排出抑制設備の整備を早急に行う必要があること、また、公共工事設計労務単価上昇に伴い、直接的に整備工事費の上昇に繋がるなど、整備工事費の増に大きく影響している。

一方で、歳出の増が直接分担金に影響しないように、6工場稼働体制における安定運転による売電量の増など、環境施設組合の独自収入である発電収入の確保に努めることとし、3市の負担を極力増加させないように予算編成を行った。

分担金については、環境施設組合の事業運営にかかる議会費や総務費、ごみ焼却工場、北港処分地の事業費並びに同施設にかかる公債費等を平成29年度のごみ搬入計画量割を基本として3市で分担するものである。

(3) 予算額の内訳

平成29年度の事業運営にかかる予算総額として、歳入歳出それぞれ134億5,036万円を計上している。

【歳入】

分担金 94億3,229万6,000円

組合規約に基づき、3市が負担する分担金を計上している。

負担割合は、3市のごみ処理計画量を基本に、大阪市が組合に土地を貸し付けること及び建物を譲渡すること並びにごみ焼却工場の立地状況を勘案した調整額を反映して算出しており、その内訳は、大阪市が81億3,930万6,000円、八尾市が8億8,687万8,000円、松原市が4億611万2,000円である。

発電収入等 39億4,676万7,000円

余剰電力の売却に伴う収入36億149万円のほか、行政財産の目的外使用許可に伴う施設使用料1,477万1,000円、破碎施設における回収金属売却収入1,720万円等の諸収入を計上している。

国庫支出金 2,029万7,000円

住之江工場の更新に向けた環境影響調査等の調査経費に係る国庫補助金収入として計上している。

組合債 5,100万円

北港処分地の造成用機材の購入に係る組合債収入として計上している。

【歳出】

議会費 299万5,000円

議員報酬等287万1,000円、議会運営に要する経費として12万4,000円を計上している。

総務費 5億2,577万円

ルシアス庁舎の管理費8,226万7,000円、財務会計・人事給与システム等のサービス利用料6,456万3,000円、安全衛生管理経費3,340万1,000円、総務部職員にかかる人件費として3億325万8,000円等、組合の一般管理経費を計上している。

廃棄物処理費 104億5,251万7,000円

ごみ焼却工場・破砕施設の運営・維持管理や定期整備工事に要する経費50億3,210万4,000円、焼却残滓の埋立処分に要する経費9億4,851万8,000円、住之江工場の更新に向けた生活環境影響調査等の経費等6,925万4,000円、廃棄物の中間処理技術の調査・研究に要する経費599万2,000円、施設部職員にかかる人件費として43億9,664万9,000円を計上している。

公債費 24億5,907万8,000円

ごみ焼却処理事業の承継に関する協定に基づき、大阪市から環境施設組合に引継がれた地方債の償還金等を計上している。

予備費 1,000万円

予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、地方自治法第217条1項に基づき、予備費として計上している。

平成29年度 歳入歳出予算(前年度比較)

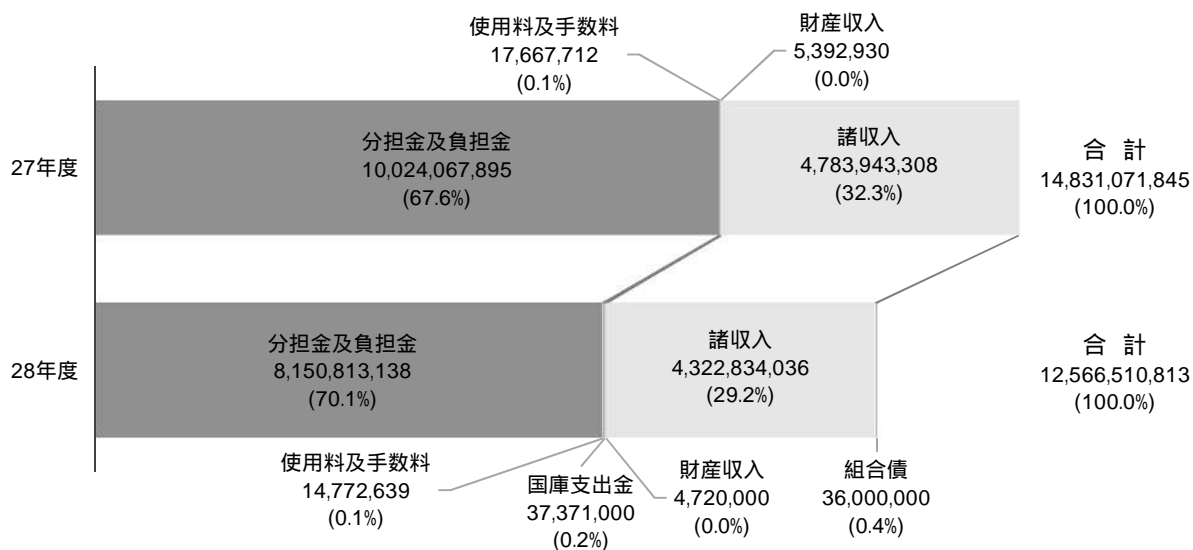
区分		29年度 当初予算額 千円	28年度 当初予算額 千円	比較増 減	
				金額 千円	率 %
歳 入	1 分担金及び負担金	9,432,296	9,594,165	161,869	1.7
	2 使用料及び手数料	14,771	16,157	1,386	8.6
	3 国庫支出金	20,297	39,756	19,459	48.9
	4 財産収入	5,321	6,165	844	13.7
	5 諸収入	3,926,675	3,647,793	278,882	7.6
	6 組合債	51,000	41,000	10,000	24.4
	計	13,450,360	13,345,036	105,324	0.8
歳 出	1 議会費	2,995	2,983	12	0.4
	2 総務費	525,770	543,825	18,055	3.3
	3 廃棄物処理費	10,452,517	10,257,278	195,239	1.9
	4 公債費	2,459,078	2,530,950	71,872	2.8
	5 予備費	10,000	10,000	0	0
	計	13,450,360	13,345,036	105,324	0.8

2 平成28年度決算 <総務部経理課>

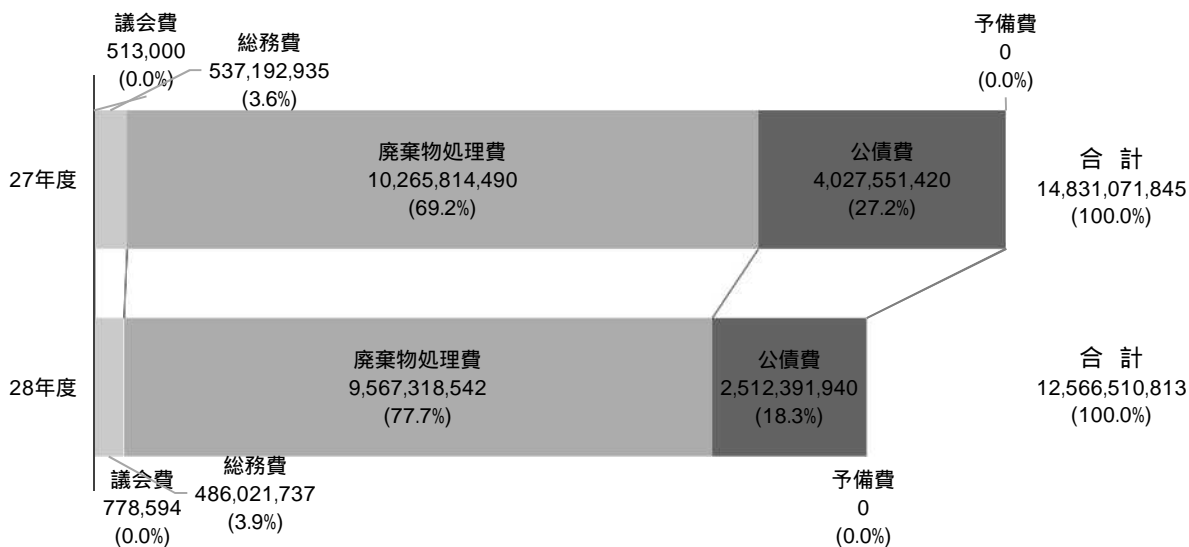
(1) 平成27年度・平成28年度 歳入歳出決算比較

【歳入】

(単位:円)



【歳出】



(2) 平成28年度決算の概要

平成28年度決算については、ごみ焼却工場、北港処分地の安定稼働にかかる運営及び維持管理に必要な事業費とともに、住之江工場の更新に向け生活環境影響調査事業等を実施した。当初予算額は133億4,503万6,000円を計上し、1回の補正予算を編成して2億8,454万6,000円を減額し、予算現額は130億6,049万円となった。

歳入決算は、発電収入が対当初予算額で6億7,571万8,591円、対予算現額では1億5,276万1,591円の大幅な増収となったことから、歳出総額から独自収入である発電収入等を除いた分担金対象額は81億5,081万3,138円となり、分担金については対予算現額6億3,584万8,862円の減となった。

歳出決算は、焼却処理にかかる薬品費及び光熱水費等のほか、施設整備計画及び処分地造成用重機等更新計画の見直しにより、支出済額は125億6,651万813円で、予算現額に対して4億9,397万9,187円の減（執行率96.2%）となった。

決算は、実質収支額をゼロとし、翌年度への繰越金を生じさせないこととしているため、歳入増額の1億4,186万9,675円と歳出決算における不用額4億9,397万9,187円を合わせた6億3,584万8,862円については、3市に年度内還付して分担金を減額し、収入済額は、支出済額と同額の125億6,651万813円となっている。

(3) 決算額の内訳

平成28年度の事業運営にかかる歳入決算額、歳出決算額とも125億6,651万813円である。

【歳入】

分担金及び負担金 81億5,081万3,138円

規約に基づく3市からの分担金収入であり、内訳は大阪市が70億856万8,832円、八尾市が7億8,277万46円、松原市が3億5,947万4,260円となっている。

構成団体分担金

(単位:円)

構成団体	予算現額			決算額	構成比(%)	予算現額に対する 決算額の増減
	当初予算額	補正予算額	計			
大阪市	8,306,065,000	730,406,000	7,575,659,000	7,008,568,832	86.0	567,090,168
八尾市	899,979,000	57,003,000	842,976,000	782,770,046	9.6	60,205,954
松原市	388,121,000	20,094,000	368,027,000	359,474,260	4.4	8,552,740
合計	9,594,165,000	807,503,000	8,786,662,000	8,150,813,138	100.0	635,848,862

使用料及び手数料 1,477万2,639円

行政財産の目的外使用許可に伴う使用料収入として、平成28年度は37件の使用許可について使用料を徴収した。

国庫支出金 3,737万1,000円

ごみ焼却工場施設整備にかかる「循環型社会形成推進交付金」の収入があった。

財産収入 472万円

廃材等の不用品の売払いによる収入として、工事廃材等で472万円の収入があった。

諸収入 43億2,283万4,036円

歳計現金運用等による預金利子収入で11万8,392円、委託契約に基づくごみ焼却受託事業収入で3,493万3,568円、中間処理の過程で回収した余剰熱エネルギーで1,070万4円、資源化物等の売払収入で2,945万5,439円のほか、ごみ焼却工場における発電収入で41億9,857万4,591円、その他雑収入で4,905万2,042円の収入があった。

このうち、発電収入については、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT制度）を適用した売電について、工場の安定稼働による売電量の増により、大幅な増収となった。

組合債 3,600万円

埋立処分地整備にかかる「北港清掃運搬施設等整備事業債」の発行による収入があった。

【歳出】

議会費 77万8,594円

定例会2回、臨時会1回を開会し、議員報酬等として77万8,594円を支出した。

総務費 4億8,602万1,737円

総務部職員に係る人件費として2億8,785万9,485円、庁舎管理費や財務会計・人事給与システム等サービス利用料など、環境施設組合の総務管理経費として1億9,816万2,252円を支出した。

廃棄物処理費 95億6,731万8,542円

施設部職員にかかる人件費として41億9,831万5,799円、施設部の管理運営事務に要した経費として236万2,070円のほか、ごみ焼却工場の運転維持管理・整備工事及び建設計画に要した経費として46億1,092万437円、破碎処理施設の運転維持管理・整備工事に要した経費として8,842万7,589円、焼却残滓の埋立処分に要した経費として6億6,148万5,442円、廃棄物の資源化及び中間処理技術の調査・研究に要した経費として580万7,205円を支出した。

公債費 25億1,239万1,940円

ごみ焼却処理事業の承継に関する協定に基づき大阪市から組合に引き継がれた地方債について、元金償還に要した経費22億7,001万846円、利子償還に要した経費2億4,238万1,094円を支出した。

平成28年度 歳入決算

(単位:円)

科 目	予 算 現 額			決算額	予算現額に対する 決算額の増 減	収入率 (%)
	当初予算額	補正予算額	計			
1 分担金及び負担金	9,594,165,000	807,503,000	8,786,662,000	8,150,813,138	635,848,862	92.8
1 分担金	9,594,165,000	807,503,000	8,786,662,000	8,150,813,138	635,848,862	92.8
1 分担金	9,594,165,000	807,503,000	8,786,662,000	8,150,813,138	635,848,862	92.8
1 構成団体分担金	9,594,165,000	807,503,000	8,786,662,000	8,150,813,138	635,848,862	92.8
2 使用料及び手数料	16,157,000	0	16,157,000	14,772,639	1,384,361	91.4
1 使用料	16,157,000	0	16,157,000	14,772,639	1,384,361	91.4
1 使用料	16,157,000	0	16,157,000	14,772,639	1,384,361	91.4
1 施設使用料	16,157,000	0	16,157,000	14,772,639	1,384,361	91.4
3 国庫支出金	39,756,000	0	39,756,000	37,371,000	2,385,000	94.0
1 国庫補助金	39,756,000	0	39,756,000	37,371,000	2,385,000	94.0
1 廃棄物処理国庫補助金	39,756,000	0	39,756,000	37,371,000	2,385,000	94.0
1 循環型社会形成推進交付金	39,756,000	0	39,756,000	37,371,000	2,385,000	94.0
4 財産収入	6,165,000	0	6,165,000	4,720,000	1,445,000	76.6
1 財産売払収入	6,165,000	0	6,165,000	4,720,000	1,445,000	76.6
1 物品売払収入	6,165,000	0	6,165,000	4,720,000	1,445,000	76.6
1 物品売払代金	6,165,000	0	6,165,000	4,720,000	1,445,000	76.6
5 諸 収 入	3,647,793,000	522,957,000	4,170,750,000	4,322,834,036	152,084,036	103.6
1 預金利子	200,000	0	200,000	118,392	81,608	59.2
1 預金利子	200,000	0	200,000	118,392	81,608	59.2
1 預金利子	200,000	0	200,000	118,392	81,608	59.2
2 雑 入	3,647,593,000	522,957,000	4,170,550,000	4,322,715,644	152,165,644	103.6
1 廃棄物処理収入	3,570,615,000	522,957,000	4,093,572,000	4,273,663,602	180,091,602	104.4
1 廃棄物処理収入	47,759,000	0	47,759,000	75,089,011	27,330,011	157.2
2 発電収入	3,522,856,000	522,957,000	4,045,813,000	4,198,574,591	152,761,591	103.8
2 雑 入	76,978,000	0	76,978,000	49,052,042	27,925,958	63.7
1 雑 収	76,978,000	0	76,978,000	49,052,042	27,925,958	63.7
6 組合債	41,000,000	0	41,000,000	36,000,000	5,000,000	87.8
1 組合債	41,000,000	0	41,000,000	36,000,000	5,000,000	87.8
1 清掃債	41,000,000	0	41,000,000	36,000,000	5,000,000	87.8
1 廃棄物処理施設整備費	41,000,000	0	41,000,000	36,000,000	5,000,000	87.8
歳 入 合 計	13,345,036,000	284,546,000	13,060,490,000	12,566,510,813	493,979,187	96.2

平成28年度 歳出決算

(単位:円)

科目・事業名	予 算 現 額			決算額	翌年度 繰越額	不用額	執行率 (%)
	当初予算額	補正予算額	計				
1 議会費	2,983,000	0	2,983,000	778,594	0	2,204,406	26.1
1 議会費	2,983,000	0	2,983,000	778,594	0	2,204,406	26.1
1 議会費	2,983,000	0	2,983,000	778,594	0	2,204,406	26.1
1 議会運営	2,983,000	0	2,983,000	778,594	0	2,204,406	26.1
2 総務費	543,825,000	0	543,825,000	486,021,737	0	57,803,263	89.4
1 総務費	543,825,000	0	543,825,000	486,021,737	0	57,803,263	89.4
1 総務費	543,825,000	0	543,825,000	486,021,737	0	57,803,263	89.4
1 総務職員費	327,423,000	0	327,423,000	287,859,485	0	39,563,515	87.9
2 総務管理	216,402,000	0	216,402,000	198,162,252	0	18,239,748	91.6
3 廃棄物処理費	10,257,278,000	284,546,000	9,972,732,000	9,567,318,542	0	405,413,458	95.9
1 廃棄物処理費	10,257,278,000	284,546,000	9,972,732,000	9,567,318,542	0	405,413,458	95.9
1 廃棄物処理費	10,257,278,000	284,546,000	9,972,732,000	9,567,318,542	0	405,413,458	95.9
1 廃棄物処理職員費	4,461,475,000	178,936,000	4,282,539,000	4,198,315,799	0	84,223,201	98.0
2 廃棄物処理管理	3,304,000	0	3,304,000	2,362,070	0	941,930	71.5
3 焼却処理	4,946,351,000	105,610,000	4,840,741,000	4,610,920,437	0	229,820,563	95.3
4 破碎処理	92,452,000	0	92,452,000	88,427,589	0	4,024,411	95.6
5 埋立処分	747,704,000	0	747,704,000	661,485,442	0	86,218,558	88.5
6 技術調査・研究	5,992,000	0	5,992,000	5,807,205	0	184,795	96.9
4 公債費	2,530,950,000	0	2,530,950,000	2,512,391,940	0	18,558,060	99.3
1 公債費	2,530,950,000	0	2,530,950,000	2,512,391,940	0	18,558,060	99.3
1 元金	2,270,011,000	0	2,270,011,000	2,270,010,846	0	154	100.0
1 地方債元金償還	2,270,011,000	0	2,270,011,000	2,270,010,846	0	154	100.0
2 利子	260,939,000	0	260,939,000	242,381,094	0	18,557,906	92.9
1 地方債利子償還	260,939,000	0	260,939,000	242,381,094	0	18,557,906	92.9
5 予備費	10,000,000	0	10,000,000	0	0	10,000,000	0.0
1 予備費	10,000,000	0	10,000,000	0	0	10,000,000	0.0
1 予備費	10,000,000	0	10,000,000	0	0	10,000,000	0.0
歳出合計	13,345,036,000	284,546,000	13,060,490,000	12,566,510,813	0	493,979,187	96.2

3 平成28年度処理原価 <総務部経理課>

(1) 処理原価

区分	経費(円)	ごみ量(t)	1tあたり原価(円)
焼却	9,099,654,508	994,989	9,145
破碎	415,337,568	9,216	45,067
埋立	713,451,284	151,856	4,698
合計	10,228,443,360		

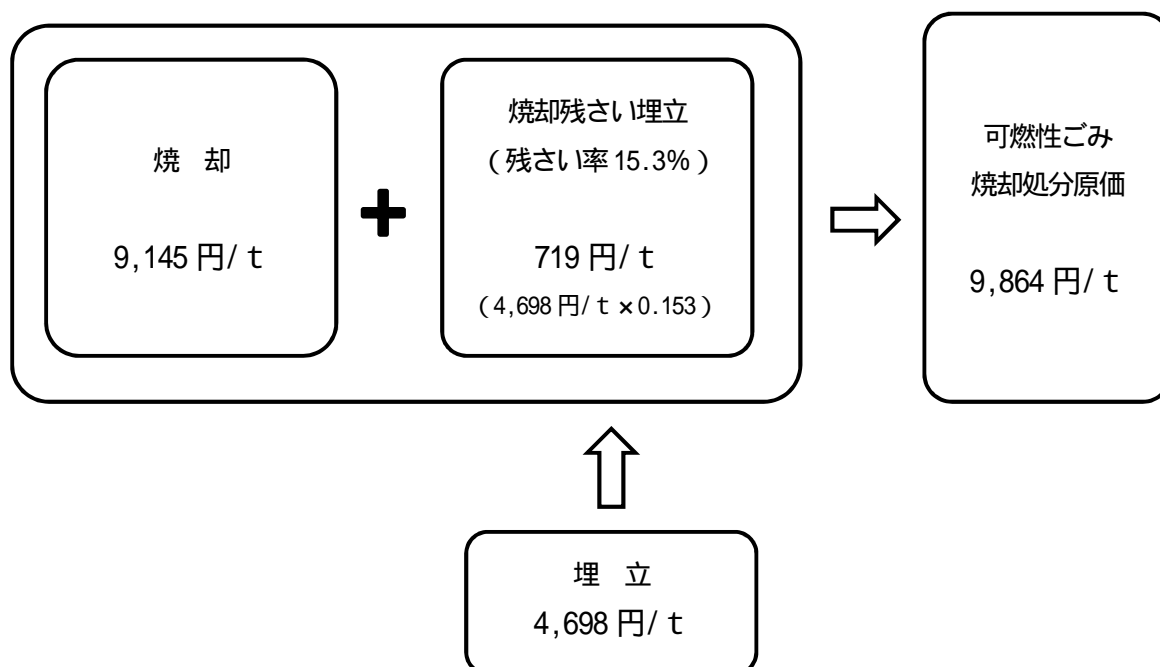
ごみ処理原価とは、ごみの焼却、破碎、埋立に係る人件費、物件費、減価償却費等から、売電収入等を控除し、ごみ量で除したもの

(2) 処理原価推移

(単位:円/t)

年度	27年度	28年度
焼却	9,314	9,145
破碎	49,874	45,067
埋立	4,567	4,698

(3) 可燃性ごみの焼却処分原価



資 料

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合設立の経緯 <総務部総務課>

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合設立以前、大阪市では市直営で運営するごみ焼却工場でごみ処理を行う一方、八尾市及び松原市は、大阪市とそれぞれ交わした協定書等に基づき、大阪市にごみ処理を委託してきた。

八尾市、松原市がごみ処理施設を所有せず、建設・運営にもかかわっていないこういった体制では、両市にとって長期的、安定的処理体制とはいえない状況であった。

また、大阪市においても、市直営でのごみ処理体制は高コストで非効率であるという課題を解決するため、経営形態の見直しについて検討を進めていた。

一方、国においては、ごみ処理における多様な課題に対応するため、可能な限りごみ処理施設を集約化し広域的に処理することによって、公共事業のコスト縮減を図る必要があるとされており、こうした3市のごみ処理体制における課題や国の方針等を踏まえて、以下の経過のとおり、大阪市、八尾市、松原市で協議を重ねた結果、一部事務組合を設立する運びとなったものである。

<経過>

平成24年 4月 大阪市戦略会議で「ごみ焼却工場の整備・配置計画」を決定

平成24年 6月 大阪府市統合本部会議で「府域における広域化計画に沿ったブロック単位 で一部事務組合を設立し、広域的なごみ処理体制を構築する」とする基本方針を確認
大阪ブロック=大阪市、八尾市、松原市

平成24年 6月 大阪市戦略会議において、府市統合本部会議で示された基本方針をもとに、施策・事業の検討を進めていくことを決定

平成24年 8月～ 大阪府、大阪市、八尾市、松原市で「ごみ処理広域化ブロック会議」を設置
新たなごみの共同処理体制について協議を開始

平成25年 3月 大阪市長、八尾市長、松原市長で、組合設立に向けた「基本合意書」を締結

基本合意書

大阪市、八尾市、松原市(以下「構成団体」という。)は、新たなごみの共同処理体制について、下記のとおり合意する。

1 共同処理する事務

- (1) ごみ焼却施設、粗大ごみ処理(破碎)設備の建設及び管理運営
- (2) 最終処分に係る事務
- (3) (1)(2)に附随する事務

2 処理対象地域

ごみ処理対象地域は、構成団体の行政区域とする。

3 処理対象とするごみの種類

2に規定する処理対象地域から発生する一般廃棄物とする。

ただし、各構成団体の処理計画に従い、資源化することが適当であると認められるものでないこと。

- 4 ごみの焼却処理施設等
1の事務を共同処理するための施設は別紙1のとおりとする。
 - 5 ごみ焼却工場の整備・配置計画
ごみ焼却工場の整備・配置計画は別紙2のとおりとする。
 - 6 共同処理の形態
1の事務を共同処理するため構成団体による新たな一部事務組合（以下「組合」という。）を設立する。
 - 7 組合の設立時期
組合の設立は、平成26年7月を目途とする。
 - 8 組合の経費
(1) 組合の経費は、構成団体の分担金、その他の収入をもって充てる。
(2) 前項の分担金は、ごみ量割を基本に構成団体で協議し、組合規約により定める。
 - 9 設立準備経費の分担
構成団体は、組合の事業開始に必要な準備事務を行い、その経費は別紙3のとおり平成25・26年度に分担する。
 - 10 設立準備委員会の設置
(1) 組合設立に関し必要な組合規約案の策定、その他必要な事項を協議するため、設立準備委員会を本合意書締結後速やかに設置する。
(2) 設立準備委員会は各構成団体の長で組織する。
- なお、本合意書に定めのない事項及び合意事項について疑義が生じたときは、協議のうえ決定する。
- この合意の証として本合意書3通を作成し、大阪市、八尾市、松原市において記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月29日

- 平成25年4月 「(仮称)大阪市、八尾市、松原市環境施設組合設立準備委員会」を設置
- 平成25年10月 第3回設立準備委員会にて、組合規約案及びごみ焼却処理事業の承継に関する協定案等について合意
- 平成25年11月～ 3市の議会に規約案上程
八尾市、松原市の議会では規約案が承認されたが、大阪市会において継続審査
- 平成26年9月 大阪市会での議論を踏まえ、3市で修正規約案合意
- 平成26年10月 大阪市会で修正規約案承認
- 平成26年10月 八尾市、松原市の各議会で修正規約案承認
- 平成26年11月 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合設立の許可申請を大阪府知事に提出

一部事務組合の設立の許可申請について

地方自治法第284条第2項の規定により、一部事務組合を設立したいので、下記の書類を添えて許可申請します。

記

1. 一部事務組合を設立しようとする地方公共団体名
2. 一部事務組合を設立する理由

2. 一部事務組合を設立する理由

大阪市、八尾市、松原市のごみ処理体制については、現在、大阪市では直営で運営する7工場でごみ処理を行っており、八尾市は、大阪市と昭和36年に締結した行政協定に基づき、大阪市が運営する八尾工場でごみ処理を行っています。また、松原市については、平成14年より、大阪にごみ処理を委託しています。

八尾市、松原市がごみ処理施設を所有せず、建設・運営にも関わっていない現状の体制では、両市にとって長期的・安定的な処理体制とはいえない状況にあります。

また、大阪市においても、現在の市直営でのごみ処理体制は高コストで非効率であるという課題があり、経営形態の見直しの検討を進めてまいりました。

一方、国において、ごみ処理については、多様な課題に対応するためその広域化が必要とされており、また、可能な限りごみ処理施設を集約化し、広域的に処理することにより公共事業のコスト縮減を図る必要があるとされています(平成9年5月厚生省通知)。この国の方針に従い、大阪府では、ごみ処理広域化計画を策定し(平成11年3月)府域に6つの広域ブロック(北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州)を設定しており、その中で大阪市、八尾市、松原市は大阪ブロックに位置付けられています。

3市がごみ焼却処理事業を一つの組織として行うことで、明確な合意形成システムの下、それぞれの市がごみ焼却処理事業に参画し、基礎自治体の責務であるごみ処理の責任と負担を公平に負う、長期的・安定的な処理体制を構築するとともに、効果的・効率的な事業運営を行っていくものと考えております。

以上のように、3市のごみ処理体制における課題や国の方針等を踏まえて、今後、大阪市、八尾市、松原市で一部事務組合を設立することとしたものです。

3. 一部事務組合同規約の写し
4. 関係地方公共団体の協議書の写し

協議書

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設立について、地方自治法第284条第2項の規定により、関係市議会の議決を経て、別紙のとおり協議が成立した。

平成26年10月15日(以下署名) 別紙は一部事務組合同規約

5. 関係地方公共団体の議会の議決書
6. 一部事務組合の事務に要する経費の見積額及び関係地方公共団体の負担の見積額
7. 一部事務組合の事業開始日

平成26年11月 大阪府知事、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設立を許可

平成27年1月 大阪市長と環境施設組合副管理者が「ごみ焼却処理事業の承継に関する協定」を締結

ごみ焼却処理事業の承継に関する協定

大阪市（以下「甲」という。）及び大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（以下「乙」という。）は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合同規約第3条に掲げる事務（以下「当該事業」という。）を乙が承継することに関し、次のとおり協定を締結する。

（承継の時期）

第1条 甲が乙に当該事業を承継する時期（以下「事業承継時」という。）は、平成27年4月1日とする。

（文書の引継）

第2条 当該事業に関するすべての公文書は、事業承継時において、乙に引き継がれるものとする。

（契約の引継）

第3条 甲が当該事業にかかり締結した契約等（協定、覚書その他名称のいかんを問わず、契約当事者間において作成する文書を含む。）のうち、事業承継時以降も契約等が継続するものについては、乙に引き継がれるものとする。

（財産の提供）

第4条 事業承継時において、甲が当該事業の用に供している財産は、事業承継時に乙に無償で貸付け、若しくは譲渡するものとする。

2 前項の財産の譲渡は、当該財産に付随するすべての権利及び義務の移転を伴うものとする。

（提供財産の取扱い）

第5条 前条第1項により、甲が乙に貸付ける財産は別表1に掲げる土地とし、譲渡する財産は、別表2に掲げる建物及びこれらの土地、建物に付随する全ての工作物、備品消耗品類等（以下「提供財産」という）とする。

2 前条第2項により、別表3に掲げる地方債は、乙に引き継がれるものとし、別表4に掲げる地方債の元利償還金その他償還に要する経費は、乙の負担とする。

3 乙は、提供財産を当該事業の用にのみ供しなければならない。

4 乙は、提供財産を当該事業の用に供しなくなった場合は、建物を解体撤去のうえ、甲に土地を返還しなければならない。

5 組合を解散する場合及び甲が乙を脱退する場合は、乙は、提供財産のうち土地について甲へ返還する。この場合、建物の取扱いについては、解散時及び脱退時に別途協議するものとする。

(諸計画の引継)

第6条 当該事業にかかり甲が策定したごみ焼却工場の整備・配置計画等の計画は、事業承継時において、乙に引き継がれるものとする。

(職員の身分移管及び派遣)

第7条 甲は、乙が当該事業を承継するにあたり、当該事業に必要な人員について、甲の職員を身分移管又は派遣するものとする。

- 2 甲は、前項の派遣を継続するものとする。
- 3 前2項の派遣に必要な事項は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(退職手当の取扱い)

第8条 乙に身分移管する職員の退職手当については、当該職員が乙を退職する際に、甲での勤続期間及び乙での勤続期間を通算して、乙において支払うものとする。

- 2 甲が乙に派遣する職員の退職手当については、当該職員が甲を退職する際に、甲での勤続期間及び乙での勤続期間を通算して、甲において支払うものとする。
- 3 乙は、第1項に定める職員の退職手当の支給にあたっては、甲での勤続期間分の負担を甲に対し求めない。
- 4 甲は、第2項に定める職員の退職手当の支給にあたっては、乙での勤続期間分の負担を乙に対し求めない。

(相互協力)

第9条 甲及び乙は、事業承継時以降において、当該事業の健全な運営及び発展を図るため、事業の運営に関し、常に相互協力を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の証として正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年1月30日

平成27年4月 事業開始

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合理約 <総務部総務課>

(組合の名称)

第1条 この組合は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合(以下「組合」という。)という。

(組合の構成団体)

第2条 組合は、大阪市、八尾市及び松原市(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務、最終処分に関する事務並びにこれらに附帯する一切の事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、大阪市内に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は20人とし、構成団体の議会において、当該構成団体の議員のうちから、大阪市のあつては15人を、八尾市のあつては3人を、松原市のあつては2人をそれぞれ選挙する。

2 組合議員に欠員が生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した構成団体の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

3 組合議員の任期は、当該構成団体の議会の任期による。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

5 議長及び副議長の任期は、当該組合議員の任期による。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第6条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

2 管理者は、構成団体の長の互選により定める。

3 副管理者は、管理者である構成団体の長以外の構成団体の長のうちから管理者が選任する。

4 管理者及び副管理者の任期は、当該構成団体の長の任期による。

5 第1項に定める者のほか、組合に必要な職員を置く。

6 会計管理者及び前項の職員は、管理者が任命する。

(監査委員)

第7条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が、組合の議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任されるものにあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては当該組合議員の任期による。

(運営協議会)

第8条 組合に運営協議会を置く。

2 運営協議会は、別表第1に掲げる者で組織する。

3 運営協議会は、組合の規約の変更、重要な計画の策定その他組合の運営に係る重要事項について協議する。

(組合の経費の支弁の方法)

第9条 組合の経費は、構成団体の分担金、電気の供給に係る収入その他の収入をもって充てる。

2 前項の分担金の分担割合は、構成団体に係るごみの量の割合(以下「ごみ量割」という。)を基本とし、大阪市が組合に土地を貸し付けること及び建物を譲渡すること並びにごみ処理施設の立地状況を勘案し、調整するものとする。

3 ごみ量割は、別表第2の経費区分の欄に掲げる経費に応じ、それぞれ同表の分担割合の欄に定める割合とする。

(一般廃棄物処理計画に係る調整)

第10条 構成団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ組合に協議するものとする。

(補則)

第11条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条の規定は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第3条に規定する事務を処理するために必要な手続その他の行為は、同条の規定の施行前においても行うことができる。

(大阪市から貸付けを受ける土地等)

3 大阪市は、第3条の規定の施行の際現に存する土地のうち、同条の規定の施行の日の前日において同条に規定する事務に供している土地であって管理者及び大阪市長が協議して別に定めるものを組合に無償で貸し付けるものとする。

4 大阪市は、第3条の規定の施行の際現に存する建物のうち、同条の規定の施行の日の前日において同条に規定する事務に供している建物であって管理者及び大阪市長が協議して別に定めるものを組合に無償で譲渡するものとする。

5 前項の規定により譲渡された建物に係る地方債の元利償還金その他償還に要する経費は、組合が負担する。

6 第3項の規定により大阪市から貸し付けられた土地を第3条に規定する事務に供しなくなった場合又は組合が解散する場合は、当該土地を大阪市の返還するものとする。

別表第1(第8条関係)

大阪市における廃棄物の処理及び清掃に関する事務を分掌する組織の長
八尾市副市長
松原市副市長

別表第2（第9条関係）

経費区分	分担割合
ごみ焼却に関する経費	ごみ焼却施設への搬入ごみ量割
破砕処理に関する経費	ごみ破砕処理施設への搬入ごみ量割
北港処分地に関する経費	北港処分地への埋立ごみ量割
大阪湾広域臨海環境整備センターが整備する 広域処理場における埋立処分に要する経費	広域処理場への搬出ごみ量割
ごみ処理施設の建設に関する経費	構成団体の定める計画ごみ量割

備考 搬入ごみ量、埋立ごみ量及び搬出ごみ量は、当年度の実績とし、計画ごみ量は、構成団体が策定する一般廃棄物処理計画で定める計画ごみ量とする。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例
<施設部施設管理課>

平成27年2月20日条例第41号

目次

第1章 総則（第1条 第5条）

第2章 廃棄物の適正処分（第6条 第11条）

第3章 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等（第12条 第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（以下「組合」という。）が管理運営する一般廃棄物処理施設等で受け入れる廃棄物の適正処分に関して必要な事項を定め、廃棄物を適正に処分し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の例による。

（組合の責務）

第3条 組合は、廃棄物の適正処分に必要な施策を実施するものとする。

2 組合は、廃棄物の適正処分に関する計画の策定、技術開発、施設の整備等に努めるものとする。

3 組合は、廃棄物の適正処分に関し、市民及び事業者の意識の啓発、その他必要な措置を講ずるものとする。

（事業者及び市民の責務）

第4条 事業者及び市民は、廃棄物の適正処分に関し、組合の施策に協力しなければならない。

（組合が行う減量推進）

第5条 管理者その他の組合の機関は、物品の調達に当たっては、再生品の使用を促進すること等により、自ら廃棄物を減量しなければならない。

2 組合は、一般廃棄物処理施設での資源の回収を行うことにより、廃棄物を減量しなければならない。

第2章 廃棄物の適正処分

（一般廃棄物処理計画）

第6条 組合は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を定めたときは、これを告示するものとする。処理計画を変更したときも、同様とする。

（組合が行う一般廃棄物の処分）

第7条 組合は、処理計画に従い、一般廃棄物を処分するものとする。

(適正処分困難物の指定)

第8条 管理者は、一般廃棄物のうちからその適正な処分が困難であると認められるもの(以下「適正処分困難物」という。)を指定することができる。

2 管理者は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。

3 管理者は、適正処分困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処分困難物の回収等の協力を求めることができる。

(一般廃棄物の受入基準等)

第9条 土地又は建物の占有者(土地又は建物の占有者から一般廃棄物の運搬を受託した者を含む。)は、その土地又は建物から排出される一般廃棄物を一般廃棄物処理施設へ搬入する場合には、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例施行規則(以下「規則」という。)で定める受入基準に従わなければならない。

(受入拒否)

第10条 管理者は、一般廃棄物を一般廃棄物処理施設へ搬入する者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その受入を拒否することができる。

(1) 前条の受入基準に従わないとき。

(2) その他管理者が受け入れることが適当でないとき。

(技術管理者の資格)

第11条 法第21条第3項の条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格とする。

第3章 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等

(縦覧等の対象施設)

第12条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第5条第1項に規定するごみ処理施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧の手続)

第13条 管理者は、対象施設の設置等(対象施設の設置又は法第9条の3第8項の規定による届出を要する対象施設の変更をいう。以下同じ。)に係る生活環境影響調査を行ったときは、規則に定めるところにより、調査書を公衆の縦覧に供する旨を告示するものとする。

2 前項の告示に係る調査書の縦覧は、管理者が指定する場所において、当該告示の日の翌日から起算して1月間行うものとする。

(意見書の提出)

第14条 前条第1項の規定による告示があったときは、対象施設の設置等に関し利害関係を有する者は、組合規則で定めるところにより、同条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第15条 対象施設の設置等が大阪市環境影響評価条例(平成10年大阪市条例第29号)第2条第2項に規定する対象事業に該当する場合において、当該対象施設の設置等について、同条例第21条第2項の規定により環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する調査の結果を記載したものに限る。)が大阪市長に提出されたときは、当該環境影響評価書を前2条に定める手続を経た調査書とみなす。

2 対象施設の設置等が大阪府環境影響評価条例(平成10年大阪府条例第3号)第2条第2項に規定する対象事業に該当する場合において、当該対象施設の設置等について、同条例第23条第2項の規定により環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する調査の結果を記載したものに限る。)が府知事に提出されたときは、当該環境影響評価書を前2条に定める手続を経た調査書とみなす。

(他の市町村の長との協議等)

第16条 管理者は、対象施設の設置等により生活環境に影響を及ぼすと認められる地域に大阪市・八尾市・松原市の区域に属しない地域が含まれるときは、当該地域の属する市町村の長に、調査書の写しを送付するとともに、当該調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手続について協議するものとする。

第4章 雑則

(施行の細目)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合処理施設の受入基準 <施設部施設管理課>

平成29年 4月24日改定

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例施行規則第4条に規定する一般廃棄物の受入基準は次のとおりとする。

搬入者は、本組合焼却処理施設、破碎処理設備のいずれにおいても、次の各号に掲げる廃棄物を搬入してはならない。

【各施設の共通基準】

1. 分別収集対象品目
空き缶・空きびん・ペットボトル及び金属製の生活用品、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ類
2. 有害性のある物
硫酸・硝酸等の劇薬、殺虫剤・消毒剤等の農薬、水銀等
3. 危険性のある物
ガスボンベ、消火器、自動車用バッテリー、鋭利な物等
4. 引火性のある物
ガソリン、灯油、シンナー、廃油、油性塗料等及びそれらの残留した容器類、花火、金属粉、マッチ及びライター等
5. 著しく悪臭を発する物
動物・魚等の残渣物、ふん尿等
6. 特別管理一般廃棄物
エアコン・テレビ及び電子レンジに含まれるPCB使用部品、感染性廃棄物等
7. 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器廃棄物【エアコン、ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機】
8. 液状の物
9. 著しく発色性、発泡性又は飛散性を有する物
（飛散性を有する物は、丈夫な袋等による梱包、水打ち等の前処理を行った物を除く）
水性塗料、界面活性剤、おが屑、各種粉末等
10. 動物の死体
11. 施設管理者が定める基準以外の物
12. その他処理施設若しくはその周辺の環境を悪化させ、処理施設における処理を著しく困難にし、又は、処理施設の機能に支障を生じさせるおそれのある物

大阪市のみの基準

1. 資源化可能な紙類
新聞（折込広告含む） 段ボール 紙パック 雑誌類 OA紙 シュレッダー紙 その他の紙（包装紙・菓子やティッシュの紙箱・メモ用紙・ハガキ・封筒・紙袋・名刺 など）
については機密書類を含む。

【焼却処理施設】

受入不適物

1. 可燃物で、最大辺が概ね1メートルを超える物
2. 最大辺が、概ね30センチメートルを超える金属類、コンクリート片を含む複合物
3. 厚さが概ね30センチメートルを超える物
なお、廃木材及び木の根については、その最大部分の厚さが概ね20センチメートルを超える物
4. 大量の不燃物
ブロック・レンガ・コンクリート片・土砂・ガラス類・金属類等
5. 粗大物
タンス・オルガン・ピアノ等
6. 著しく含水率の高い大量の廃棄物（厨芥類及び十分な水切り等の前処理を行った物を除く）
7. 1～6に掲げる物の他、焼却処理に支障をきたす物
可燃物であってもロール状の物、ひも状、帯状の物(概ね1メートルに切断、袋詰め等の前処理を行った物を除く)、強固に緊縛した物、大量のプラスチック類、ゴムくず、パチンコ玉等の鋼球類等

【破碎処理設備】

受入不適物

1. 不燃物については、2メートル×1.5メートルを超える物
2. 可燃物については、2メートル×2メートルを超える物
3. 可燃物・不燃物の混載（積合せ）禁止

【具体事例・具体品目】

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 1 単車(ミニバイク含む) | 2 コンクリート・レンガ・土砂類 |
| 3 タイヤ | 4 大型冷蔵庫・冷凍庫 |
| 5 大型金庫 | 6 ワイヤロープ |
| 7 電線・ケーブル | 8 長尺物(2メートル以上) |
| 9 肉厚の鋼材・鋼管 | 10 積層ロール |
| 11 モーター・エンジン・ポンプ | 12 散髪用椅子 |
| 13 化学繊維 | 14 プラスチック製品単品 |
| 15 ガラス製品・陶器製品 | 16 金網フェンス |
| 17 石膏ボード | 18 FRP 製品 |
| 19 鉄塊(プレス品) | 20 パチンコ台・付属品及びゲーム機(事業用) |
| 21 動力付き農機具 | 22 水泳用ゴーグル |
| 23 羽毛ふとん | |

平成29年度 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般廃棄物処理実施計画
<施設部施設管理課>

大阪市、八尾市、松原市におけるごみ処理事業は、ごみ減量施策の企画立案並びに一般廃棄物の収集運搬計画を基礎自治体である各市が担当し、一般廃棄物の処理処分を大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）が担っている。

このため、環境施設組合が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき策定する一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物の中間処理及び最終処分を主な内容とした計画としている。

環境施設組合は、大阪市、八尾市、松原市のごみ減量・リサイクル施策と連携し、循環型社会形成に向けたごみの適正処理を実施する。

1 計画地域

大阪市、八尾市、松原市（以下「3市」という。）全域

2 計画期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 計画処理量

（1）焼却処理

（t / 年）

種別	計画処理量
大阪市から排出され焼却処理する一般廃棄物	899,379
八尾市から排出され焼却処理する一般廃棄物	70,700
松原市から排出され焼却処理する一般廃棄物	25,450
計	995,529

（2）破碎設備（資源化）

（t / 年）

種別	計画処理量	金属回収量	焼却処理量
大阪市から排出され破碎処理する一般廃棄物	9,677	1,219	8,458

焼却処理量は、上表の「大阪市から排出され焼却処理する一般廃棄物」の計画処理量に含む。

（3）埋立処分

（t / 年）

種別	計画処理量
埋立処分量（焼却残滓量）	154,300
内	
北港処分地夢洲（第1区）埋立量	111,680
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場埋立量	42,620

4 処理主体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
大阪市から排出され焼却処理する一般廃棄物	市（直営・委託） 市長が許可した業者 排出者自ら	環境施設組合	環境施設組合
八尾市から排出され焼却処理する一般廃棄物	市（直営） 市長が許可した事業者 排出者自ら		
松原市から排出され焼却処理する一般廃棄物	市（直営・委託） 市長が許可した事業者		

5 中間処理計画

（１）焼却処理

3市において、3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）を推進したうえで、なお排出されるごみについて、可燃性ごみは、焼却工場で全量焼却を行い、ごみの減量減容化を図る。

（２）破碎処理

粗大ごみは、破碎設備で破碎処理を行ったうえで、金属回収により資源化を行うとともに、残渣については焼却処理を行う。

（３）安定した稼働体制の確保

燃焼状態や排ガス状況等を常時監視し、ごみ質の変動時に的確に対応するなど最適な運転管理を行うとともに、巡回点検により機器の故障を早期に発見し適宜修繕を行うなど、焼却設備の安定運転を図る。

また、定期的に行う機器の整備・補修においては、設備の状況や故障事例を十分踏まえた計画を立てることにより、効果的な予防保全に努め、故障による停止を抑制する。

一方、処理施設への搬入不適物の混入を未然に防止し、適正搬入を促進するとともに資源化を推進するため、搬入物検査を実施する。検査結果は、収集業者を所管する構成市へ報告する。

（４）環境負荷の低減

ごみを焼却処理する過程で発生する有害物質は、燃焼管理により抑制するとともに、公害防止設備により除去し環境負荷を可能な限り低減する。

各設備については、維持管理を最適に行い、ばいじん等排ガス対策、排水対策、ダイオキシン類対策、臭気対策、騒音・振動防止対策等の公害防止対策を推進する。

また、「水銀に関する水俣条約」の発効に伴う大気汚染防止法の改正により、排ガス中の水銀排出基準が強化されることから、基準を遵守できるよう水銀対策設備整備を行う。

さらに、全ての焼却工場で取得している国際環境規格ISO14001の認証を継続し、環境への影響を自主的に管理するとともに、総合的な運転管理の質的向上を図りながら環境に配慮した操業を行う。

(5) 余熱利用の促進

ごみの燃焼により発生する熱エネルギーを蒸気に変換し、蒸気タービンで発電を行うほか、近隣施設等へ供給するなど、エネルギーの有効利用を継続的かつ安定的に実施する。

6 最終処分計画

(1) 埋立処分

焼却工場から排出される焼却残滓は、3市のごみ処理量の割合に応じて埋立処分を行う。大阪市分は大阪市の最終処分場である北港処分地又は大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場である大阪沖埋立処分場において埋立処分を行い、八尾市分及び松原市分は大阪沖埋立処分場において埋立処分を行う。

なお、大阪沖埋立処分場における埋立処分については、委託により実施する。

(2) 北港処分地における埋立処分

埋立はサンドイッチ方式によるものとし、埋立終了後は覆土を行う。なお、埋立により生じる余水は廃水処理設備（浸出水処理設備）で処理したうえで放流するほか、発生ガス対策や衛生害虫獣対策など、各種の公害防止対策を実施する。

7 普及啓発の推進

ごみの処理工程をはじめ、エネルギーの有効利用や公害防止対策といった環境対策の取り組みについて理解と協力が得られるよう、焼却工場において、学校、振興町会、各種団体等の施設見学を積極的に受け入れるとともに、一般開放（工場オープンデー）を行うなど普及啓発を行う。

8 技術研究及び技術協力

効率的で適正かつ安定した事業を推進するため、焼却灰の有効利用に関する調査研究や高効率なエネルギーの回収利用といった焼却工場における新たな技術や課題等について、調査研究を行う。

また、焼却工場の運転管理や施設整備、建設計画など、環境施設組合が有する高い技術力について、他都市や海外からの要請に対し、積極的に技術協力、支援を行う。

9 焼却工場の整備（中間処理施設の整備）

焼却工場については、稼働30年程度を基本に順次施設整備を推進する。

平成28年3月末に稼働を休止した住之江工場については、既存建物を一部流用して、内部設備（プラント設備）を更新する手法により整備するため、平成28年度から生活環境影響調査等を実施しており、平成29年度についても引き続き実施する。

10 施設一覧

(1) 焼却工場

名称	規模 (t/24h)	竣工 年度	所在地	余熱利用 【()は許可最大出力】
鶴見工場	600	平成元	大阪市鶴見区 焼野 2-11-5	・発電(12,000kW): 大阪市城北環境事業センターへ送電、電力会社へ売却
西淀工場	600	平成6	大阪市西淀川区 大和田 2-5-68	・蒸気: 大阪市立西淀川屋内プール、西淀川特別養護老人ホームへ供給 ・発電(14,500kW): 大阪市西北環境事業センターへ送電、電力会社へ売却
八尾工場	600	平成6	八尾市上尾町 7-1	・蒸気: 八尾市立屋内プールへ供給 ・発電(14,500kW): 八尾市立衛生処理場へ送電、電力会社へ売却
舞洲工場	900	平成13	大阪市此花区 北港白津 1-2-48	・蒸気: 大阪市建設局舞洲ラジウムセンターへ供給 ・発電(32,000kW): 電力会社へ売却
平野工場	900	平成14	大阪市平野区 瓜破南 1-3-14	・発電(27,400kW): リルうりわり、大阪市東南環境事業センターへ送電、電力会社へ売却
東淀工場	400	平成21	大阪市東淀川区 南江口 3-16-6	・発電(10,000kW): 電力会社へ売却

(2) 破碎設備

名称	規模	竣工年度	所在地
舞洲工場破碎設備	回転式 120t/5h 低速回転せん断式 50t/5h	平成13	大阪市此花区 北港白津 1-2-48

(3) 最終処分場

名称	規模	埋立開始年度	位置
北港処分地夢洲 (第1区)	埋立面積 731,000m ² 埋立容量 11,690,000m ³	昭和60	大阪市此花区夢洲東 1丁目地先

北港処分地夢洲(第1区)の規模は、当初計画の埋立面積及び埋立容量を表す。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合事業年表 <総務部総務課>

年	月	事 項
平成26年 (2014年)	11月	➤ 環境施設組合設立
平成27年 (2015年)	2月	➤ 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物処理施設建設等委員会」設置
	4月	➤ 環境施設組合事業開始 ➤ 「一般廃棄物処理基本計画」策定
平成28年 (2016年)	1月	➤ 「経営計画」策定
	3月	➤ 「住之江工場更新計画における基本方針について」廃棄物処理施設建設等委員会から答申 ➤ 住之江工場を機能更新のため休止し、6工場稼働体制に移行
平成29年 (2017年)	4月	➤ 「環境施設組合処理施設の受入基準」改定